

平成28年2月29日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1	会 議 名	予算委員会																																																																																																		
2	日 時	平成28年2月29日(月)	10時00分開会	17時16分閉会																																																																																																
3	場 所	議場																																																																																																		
4	出席委員	牟田学委員長、濱田洋一副委員長、白石純一委員、 渡辺久治委員、西田数市委員、竹原信一委員、 仮屋園一徳委員、竹原恵美委員、野畑直委員、 牟田学委員、大田重男委員、濱崎國治委員、 濱之上大成委員、山田勝委員、岩崎健二委員、 (木下孝行議長)																																																																																																		
5	事務局職員	議事係長 東 岳也、議事係 大漣 昭裕																																																																																																		
6	説 明 員	<table border="0"> <tr> <td>・ 議会事務局</td> <td></td> <td>・ 選挙管理委員会事務局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>松崎 裕介 君</td> <td>局長</td> <td>川畑 幸博 君</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td>平石 龍喜 君</td> <td>係長</td> <td>新町 博行 君</td> </tr> <tr> <td>・ 消防係</td> <td></td> <td>・ 総務課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>上野 正順 君</td> <td>課長</td> <td>内園 由幸 君</td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td>堀切 潤一 君</td> <td>課長補佐</td> <td>尾塚 禎久 君</td> </tr> <tr> <td>・ 企画調整課</td> <td></td> <td>係長</td> <td>牟田 昇 君</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>山元 正彦 君</td> <td>係長</td> <td>前田 敏 君</td> </tr> <tr> <td>課長補佐</td> <td>池田 英人 君</td> <td>係長</td> <td>中尾 隆樹 君</td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td>本藏 雄一 君</td> <td>係長</td> <td>寺地 英兼 君</td> </tr> <tr> <td>・ 生きがい対策課</td> <td></td> <td>・ 健康増進課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>早瀬 則浩 君</td> <td>課長</td> <td>児玉 秀則 君</td> </tr> <tr> <td>課長補佐</td> <td>牛濱 美紀 君</td> <td>課長補佐</td> <td>牧尾 浩一 君</td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td>新坂 謙二 君</td> <td>主幹</td> <td>竹原 美佐子 君</td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td>別府 輝雄 君</td> <td>係長</td> <td>勢屋 伸一 君</td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td>猿楽 浩士 君</td> <td>係長</td> <td>新町 勝利 君</td> </tr> <tr> <td>・ 市民環境課</td> <td></td> <td>・ 農政課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>石澤 正志 君</td> <td>課長</td> <td>谷口 義美 君</td> </tr> <tr> <td>課長補佐</td> <td>松崎 浩幸 君</td> <td>課長補佐</td> <td>園田 豊 君</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>平田 寿美子 君</td> <td>係長</td> <td>下園 富大 君</td> </tr> <tr> <td>・ 水産林務課</td> <td></td> <td>係長</td> <td>牧内 達志 君</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>山平 俊治 君</td> <td>・ 商工観光課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長補佐</td> <td>大石 直樹 君</td> <td>課長</td> <td>堂之下 浩子 君</td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td>大野 勇人 君</td> <td>課長補佐</td> <td>藪畑 雄二 君</td> </tr> </table>			・ 議会事務局		・ 選挙管理委員会事務局		局長	松崎 裕介 君	局長	川畑 幸博 君	次長	平石 龍喜 君	係長	新町 博行 君	・ 消防係		・ 総務課		参事	上野 正順 君	課長	内園 由幸 君	係長	堀切 潤一 君	課長補佐	尾塚 禎久 君	・ 企画調整課		係長	牟田 昇 君	課長	山元 正彦 君	係長	前田 敏 君	課長補佐	池田 英人 君	係長	中尾 隆樹 君	係長	本藏 雄一 君	係長	寺地 英兼 君	・ 生きがい対策課		・ 健康増進課		課長	早瀬 則浩 君	課長	児玉 秀則 君	課長補佐	牛濱 美紀 君	課長補佐	牧尾 浩一 君	係長	新坂 謙二 君	主幹	竹原 美佐子 君	係長	別府 輝雄 君	係長	勢屋 伸一 君	係長	猿楽 浩士 君	係長	新町 勝利 君	・ 市民環境課		・ 農政課		課長	石澤 正志 君	課長	谷口 義美 君	課長補佐	松崎 浩幸 君	課長補佐	園田 豊 君	主幹	平田 寿美子 君	係長	下園 富大 君	・ 水産林務課		係長	牧内 達志 君	課長	山平 俊治 君	・ 商工観光課		課長補佐	大石 直樹 君	課長	堂之下 浩子 君	係長	大野 勇人 君	課長補佐	藪畑 雄二 君
・ 議会事務局		・ 選挙管理委員会事務局																																																																																																		
局長	松崎 裕介 君	局長	川畑 幸博 君																																																																																																	
次長	平石 龍喜 君	係長	新町 博行 君																																																																																																	
・ 消防係		・ 総務課																																																																																																		
参事	上野 正順 君	課長	内園 由幸 君																																																																																																	
係長	堀切 潤一 君	課長補佐	尾塚 禎久 君																																																																																																	
・ 企画調整課		係長	牟田 昇 君																																																																																																	
課長	山元 正彦 君	係長	前田 敏 君																																																																																																	
課長補佐	池田 英人 君	係長	中尾 隆樹 君																																																																																																	
係長	本藏 雄一 君	係長	寺地 英兼 君																																																																																																	
・ 生きがい対策課		・ 健康増進課																																																																																																		
課長	早瀬 則浩 君	課長	児玉 秀則 君																																																																																																	
課長補佐	牛濱 美紀 君	課長補佐	牧尾 浩一 君																																																																																																	
係長	新坂 謙二 君	主幹	竹原 美佐子 君																																																																																																	
係長	別府 輝雄 君	係長	勢屋 伸一 君																																																																																																	
係長	猿楽 浩士 君	係長	新町 勝利 君																																																																																																	
・ 市民環境課		・ 農政課																																																																																																		
課長	石澤 正志 君	課長	谷口 義美 君																																																																																																	
課長補佐	松崎 浩幸 君	課長補佐	園田 豊 君																																																																																																	
主幹	平田 寿美子 君	係長	下園 富大 君																																																																																																	
・ 水産林務課		係長	牧内 達志 君																																																																																																	
課長	山平 俊治 君	・ 商工観光課																																																																																																		
課長補佐	大石 直樹 君	課長	堂之下 浩子 君																																																																																																	
係長	大野 勇人 君	課長補佐	藪畑 雄二 君																																																																																																	

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市建設課
課長 西園 善信 君 課長補佐 松田 高明 君 課長補佐 富吉 良次 君 ・ 学校教育課
課長 中山 義邦 君 課長補佐 小田原 真 君 ・ 学校給食センター
所長 堂之下 力 君 所長補佐 牛濱 良彦 君 ・ 財政課
課長 山下 友治 君 課長補佐 萩元 慎治 君 係長 尻無濱久美子 君 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育総務課
課長 小中 茂信 君 課長補佐 牛濱 睦郎 君 係長 山下 理恵 君 ・ 生涯学習課
課長 中野 貴文 君 課長補佐 柳原 一夫 君 係長 大野 勝一 ・ 水道課
課長 中野 正市 君 課長補佐 垂 義継 君 課長補佐 濱崎 久朗 君 係長 田原 勝矢 君 |
|--|---|

7 会議に付した事件

- ・ 議案第1号 平成27年度阿久根市一般会計補正予算（第5号）
- ・ 議案第2号 平成27年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ・ 議案第3号 平成27年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- ・ 議案第4号 平成27年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- ・ 議案第5号 平成27年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

牟田学委員長

ただいまから、予算委員会を開会いたします。本委員会に付託になった案件は、議案第1号 平成27年度阿久根市一般会計補正予算(第5号)、議案第2号 平成27年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第3号 平成27年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算(第2号)、議案第4号 平成27年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第5号 平成27年度阿久根市水道事業会計補正予算(第1号)以上議案5件であります。

日程については、配付いたしました日程表のとおり進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、付託された議案に対する現地調査は所管課への質疑のあとお諮りいたします。

それでは、議案第1号中、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

(議会事務局入室)

局長の説明を求めます。

松崎議会事務局長

議案第1号中、議会事務局所管に関する事項について御説明申し上げます。初めに一般会計補正予算書の7ページをお開きください。第3表、債務負担行為の補正のうち、議会事務局所管は、市議会だより印刷製本費及び市議会会議録反訳印刷製本委託料であり、議会だよりの編集作業等を28年度当初から円滑に行うため、債務負担行為の追加を行うものであります。次に24ページをお願いします。1款、1項、1目、議会費の補正額は、346万4千円の減額補正となっております。職員人件費を除き各節ごとに御説明します。3節、職員手当等の議員期末手当234万6千円の減額は、昨年4月の議員改選に伴い、6月の期末手当について、在職期間の計算基礎により減額が生じたものです。9節、旅費130万円の減額は、各常任委員会等の所管事務調査等の執行残が主なものであります。今後の執行見込を留保して、減額を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議をよろしくお願い申し上げます。

牟田学委員長

局長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、議会事務局所管の事項について審査を一時中止いたします。

(議会事務局退出、選挙管理委員会事務局入室)

牟田学委員長

議案第1号中、選挙管理委員会事務局の事項について審査に入ります。局長の説明を求めます。

川畑選挙管理委員会局長

議案第1号、平成27年度一般会計補正予算(第5号)のうち、選挙管理委員会事務局所管分について、御説明いたします。まず、歳出から御説明いたします。予算書の26ページをお開きください。2款4項1目、選挙管理委員会費は、職員の人件費でありますので、説明を省略させていただきます。次に、6目、県議会議員選挙費は、昨年4月12日に執行され、執行経費の残が生じたため、今回251万2千円の減額補正を行うものであります。

それでは、節ごとに主なものについて御説明させていただきます。1節、報酬の39万2千円の減額は、選挙事務従事者及び開票立会人等の報酬の執行残であります。7節、賃金の

37万4千円の減額は、臨時職員の賃金であります。雇用期間が予定より少なく済んだことが、主な理由であります。11節、需用費の73万7千円の減額は、選挙にかかる消耗品等の節減によるものであります。18節、備品購入費の75万3千円の減額は、各投票所の投票記載台や机、椅子等の購入を予定しておりましたが、現状の設備で対応可能との判断で購入しなかったことにより、減額するものであります。次に、8日、市議会議員選挙費は、昨年4月26日に執行され、執行経費の残が生じたため、今回614万円の減額補正を行うものであります。節ごとに主なものについて御説明させていただきます。12節、役務費の162万2千円の減額は、立候補予定者の選挙運動用ハガキ代を26人分計上しておりましたが、実際に立候補した候補者は23人で、また各候補者においても、2千枚の限度枚数をフルに利用したわけではなかったことから、選挙運動用ハガキ代の残が生じたことにより、減額するものであります。13節、委託料の35万8千円の減額は、ポスター掲示板の建込及び撤去費であります。入札による執行残であります。14節、使用料及び賃借料の45万1千円の減額は、ポスター掲示板の借り上げ料の執行残が、主なものであります。次に、予算書の27ページになります。19節、負担金補助及び交付金の295万7千円の減額は、自動車借上料及びポスター作成費等の選挙公営費として、立候補予定者を26人分計上しておりましたが、こちらも実際の候補者が23人であったことから、執行残が生じたことにより、減額するものであります。次に、14日、海区漁業調整委員会委員補欠選挙費であります。これは昨年10月15日に執行予定でありましたが、無投票となり、139万7千円の執行経費の残が生じたため、今回減額補正を行うものであります。以上で、歳出を終わります。次に歳入について御説明いたします。予算書の20ページをお開きください。14款3項1目、総務費委託金、4節、選挙費委託金390万9千円の減額補正は、歳出の執行経費の減に伴い、県議会議員選挙費を251万2千円、海区漁業調整委員会委員補欠選挙費を139万7千円、それぞれ減額補正するものであります。

以上で、選挙管理委員会事務局が所管しております事項について説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いたします。

牟田学委員長

局長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

選挙管理委員会の残業、結構あるかと思えますけれども、1年間何人で残業手当総額を教えてください。

川畑選挙管理委員会局長

残業につきましては、まず人数であります。県議会議員選挙費が8名で39万2,696円あります。それから、阿久根市議会議員選挙費が延べ4名で17万2,027円あります。合計トータル8名の56万4,723円あります。以上であります。

牟田学委員長

いいですか、ほかにありませんか。

なければ議案第1号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査を一時中止いたします。

(選挙管理委員会事務局退出、総務課消防係入室)

牟田学委員長

議案第1号中、総務課消防係の事項について審査に入ります。消防参事の説明を求めます。

上野消防参事

議案第1号のうち、総務課消防係所管分について御説明申し上げます。予算書の36ページをお開きください。一番下でございますけれども、第9款消防費1項1目、常備消防費、19節、負担金補助及び交付金の128万2千円の増額は給与改定に伴う人件費の補正と、その他の不用見込を減額し、消防組合への負担金を調整しようとするものであります。内訳としましては、給与改定の伴う差額分として142万2千円を増額するとともに、不用見込

額として、需用費の執行残である14万円を減額しようとするものであります。次は、37ページになります。2目、非常備消防費、8節報償費の150万円の減額補正は、消防団員の退職報奨金を減額しようとするものであります。退職報奨金は消防団員として、5年以上勤務して退職した者に、その勤務年数及び階級に応じて支給することとされております。退職者15名のうち、10名が退職報奨金の支給対象者であり、支給総額は310万7千円となっており、不用見込額であります150万円を減額するものであります。次の28節、繰り出し金35万円の減額は、当初簡易水道にかかる消火栓3基を新設することとして予算計上してございましたけれども、簡易水道施設整備の事業費縮減によりまして、1基分が設置できなかったことから、繰り出し金35万円を減額するものであります。次は、予算書の22ページにお戻りください。22ページでございます。歳入になりますけれども、一番上の第19款、諸収入、5項4目、雑入、2節、団体支出金150万円の減額であります。これは先ほど消防団員の退職報奨金の減額について御説明いたしましたが、退職報奨金は支給総額のすべてを消防団員と公務災害補償と共済基金から団体支出金として受け入れることになっております。したがって、歳出が減額となった報償費と同額の150万円を減額補正するものであります。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

牟田学委員長

消防参事の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

ちょっと教えてくださいね、給与改定によってその人件費の増額の部分で説明があったんですけども、普通はさ、定期昇給込みで予算を組むんじゃないんですか。最初、定期昇給は見込まないで、予算を組んでるんですか。

上野消防参事

定期昇給を込みで予算計上してるんじゃないかというご質問でございますけれども、給与改定に関しましては、次年度の想定をしての予算計上はいたしておりません。したがって、予算編成時の給与現額に基づいて予算計上をするという形態でございます。以上です。

竹原信一委員

すると、何人で総額いくらの給料が上がったんですか。教えてください。

上野消防参事

阿久根地区消防組合、阿久根消防署、並びに消防本部の職員が36名おります。36名のうち、人件費として計上して増額になったものが約180万円でございます。以上でございます。

竹原信一委員

今、人件費としてと強調されたんですけど、ほかにそういう可能性があるんですか、人件費じゃなくて、残業手当とかそういうのも含めての話でしょ、今の人件費というのは。36名で年間の昇給によって上がった分は180万円ですと、そういうことでしょうか。

上野消防参事

人件費でございますので、給料、手当、時間外勤務手当含めて、その中には共済費も含めて約180万ということで、人件費総額、約180万円ということで今回の給与改定に伴う増額分ということでご理解いただきたいと思います。

竹原信一委員

あとでまた聞きに行きますので、よろしくお願ひします。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ議案第1号中、総務課消防係所管の事項について審査を一時中止いたします。

(総務課消防係退出、総務課入室)

牟田学委員長

議案第1号中、総務課の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

内園総務課長

議案第1号 平成27年度阿久根市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務課所管について御説明いたします。人件費に係る予算につきましては、総務課で一括して処理を行っておりますが、ここでは職員給与に関わります総括的なことについて御説明させていただきます。それでは、補正予算書の24ページからになります。初めに今回の補正予算のうち人件費につきましては議会費をはじめ、次の総務管理費とそれぞれの目におきまして職員給与に係る補正額を計上致したものでございます。職員給与につきましては、目ごとの説明は省略させていただきます、一括して主な内容について御説明させていただきます。まず、今回の補正の主な理由でございますが、2節給料は、人事勧告等に順次平成27年度の改正分と最終決算見込み額との差額分を予算計上いたしましたものでございます。人事院勧告等の主な内容につきましては本会議においても御説明いたしましたとおり、昨年同様、若年層に重点をおきながら、昨年4月にさかのぼり、給料表の水準を平均で0.28%引き上げて改訂いたしているところがございます、期末手当の支給月数を現行年間4.1月を0.1月引き上げ、4.2月にするものでございます。41ページをお願いいたします。本ページからは給与明細等の補正であります。次の42ページをお願いいたします。2の一般職（1）の総括では、上段が今回の補正後の額でございます、下段が補正前の予算額になるところでございます。給与費のうち、給料につきましては、補正後が6億3,779万2千円で、200万6千円の増額になっております。これは人事勧告等に準じて給料表の改定を行うことにより、不足する予算額を増税補正しようとするものでございます。同様に職員手当の増額325万1千円は勤勉手当の支給月を0.1月分引き上げることにより、不足する予算額を増額した上で不用となった時間外手当を減額措置した合計額であります。これにより一般会計の補正額合計は525万7千円の増額になります。なお、全会計をとおした補正額は給料は、220万8千円の増、期末勤勉手当を含めたその他の手当が374万9千円の増額となり、全体としては合計で595万7千円の増額となります。人事勧告等に基づく改定による影響額でございますが、全会計において、給料が約222万円、期末勤勉手当が約723万円で合計945万円の増額となります。これによる3役を除き、退職手当負担金及び児童手当を除く平成27年度の職員の人件費決算見込み額は、当初予算額の13億3,752万2千円から1,946万5千円減額の13億1,805万7千円となる見込みでございます。次に補正予算書の24ページをお願いいたします。2款、総務費、1項、3目、広報費の11節需用費の補正額、223万3千円の減額が広報阿久根の印刷に係る経費でございますが、1ページ当たり入札により安価となったため、減額補正するものでございます。次の12節、役務費の補正額、40万2千円の減額は東海阿久根会へ発送いたしておりました広報誌を郵送からメール便に変更したことで、送料が安価となったことが主なものでございまして、その不用額を減額補正するものでございます。次に16目、庁舎管理費の11節、需用費の補正額、13万4千円の減額は、庁舎用の非常用蓄電池の取り換えを基金事業を活用いたしまして実施したものでございますが、その入札執行残を減額補正するものでございます。次の15節、工事請負費の補正額26万円の減額は、庁舎屋外広告等撤去工事及び議会応接室空調機設置工事を実施したものでございまして、その入札執行残を補正するものでございます。次に24ページから25ページになります、17目、電算管理費のうち、13節、委託料と15節、工事請負費、さらに18節、備品購入費はマイナンバー制度に対応するため、既存ネットワークの設定を強化するため、国の補正予算に盛り込まれました、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金を活用いたしまして、情報システムネットワークの構築に係る設計委託や工事費のほか、これに係る機器等の購入費を予算計上致したものでございます。なおこれらにつきましては平成27年度予算として、予算措置を講じ、翌年度に繰り越して事業を実施するものでございます。次に、補正予算書の25ページ上段にあります、14節、使用料及び賃借料の補正額60万4千円の減額はマイナンバーに係るセキュリティ対策とし

て、メール対策システムを導入する予定でしたが、市町村がインターネットに接続する際は平成28年度に県が構築予定しております、システムを開始、接続することが必須となりましたことから、今後、県の整備状況等見極めながら導入することとし、当該予算につきましては減額補正することにしたものでございます。次に、19節、負担金補助及び交付金の補正額95万円の減額はマイナンバー制度の導入に伴うシステム改修のうち、中間サーバーフラットホーム利用に係る負担金額が確定したことによりまして、減額補正するものでございます。次に37ページをお願いいたします。9款、消防費、4目、災害対策費の15節、工事請負費の補正額、20万1千円の減額につきましては、馬見塚区の屋外簡易拡声装置設置工事の事業完了に伴う入札執行残を減額補正するものであります。次の19節、負担金補助及び交付金の補正額、19万6千円の減額は電波法の改正等に伴いまして、利用料が安価となりましたことから不用となりました予算額を減額補正するものであります。歳出については、以上でございますが、次に歳入について説明いたします。予算書の19ページにお戻りください。13款、国庫支出金、2項1目1節、総務管理費補助金、社会保障税番号制度システム整備費の補正額、280万6千円のうち、総務課所管分につきましては95万円減額したものでございます。これはマイナンバー制度の導入に係るシステム改修のうち、中間サーバーフラットホーム利用に係る事業費の減額に伴い、補助金が減額されたものであります。なお、当該補助金の補助率につきましては100%となっているところでございます。次の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費の補正額675万円はマイナンバー制度に対応する情報システムネットワークの構築に係る必要経費に充当されます、地方公共団体情報セキュリティ、強化対策費補助金を予算計上したものでございます。歳出のところでも御説明致しましたが、事業は平成28年度に実施するものでございまして、平成27年度は所要の予算措置を講じ、翌年度へ繰り越すものでございます。なお、補助率は、補助基準額に対しまして2分の1となっているところでございます。次に22ページをお願いいたします。20款、市債、1項1目1節、総務管理費のうち、情報セキュリティ強化対策事業債の補正額950万円はマイナンバー制度に対応する情報システムネットワークの構築に係る費用のうち、国庫補助金を減じました残りの事業費に対する財源債の充当であります。なお、充当率は100%でございます。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

ちょっと教えてください。あの、給与費と人件費について、平均の補正前と補正後、どういふことになってるのか教えてください、平均で。

計算難しければ後でもいいですよ。計算してある、なければ後でもいいですよ。

尾塚課長補佐

今の質問は、一人平均の給与額ということですか。減額の平均額じゃなくて、一人平均いくら減額したかということではなくて、1年。

竹原信一委員

補正前の給与平均、補正後の給与平均。それから補正前の人件費平均、補正後の人件費平均、お願いします。

尾塚総務課長補佐

すみません、今ここに資料を持ち合わせていませんが、これにつきましては全会計ということでもよろしいでしょうか。一般会計だけでよろしいでしょうか。

竹原信一委員

統括して総務課で人件費についてやってるという最初説明だったんですけども、全部一緒をお願いします。

牟田学委員長

課長補佐、よろしいでしょうか。

[尾塚総務課長補佐「はい」と呼ぶ]

(後に資料提出あり)

ほかにありませんか、ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(総務課退出、企画調整課入室)

牟田学委員長

次に、議案第1号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

山元企画調整課長

議案第1号 平成27年度阿久根市一般会計補正予算(第5号)中、企画調整課所管の事項について御説明申し上げます。

歳出予算について御説明いたします。予算書24ページをご覧ください。

第2款1項8目、企画費、19節、負担金補助及び交付金の減額補正489万7千円は、乗合タクシー運行事業、地域づくり活動支援事業及びグループタクシー利用促進事業の実績見込みによる補正であります。乗合タクシー運行事業については、平成27年12月末までの市補助金の実績額が199万1,600円であり、今後、年度末までに280万円を見込み、不用と見込まれる額を減額補正したものでございます。地域づくり活動支援事業については、平成28年1月末までの市補助金の実績額が588万4千円であり、今後、年度末までに640万円を見込み、不用と見込まれる額を減額補正したものでございます。また、グループタクシー利用促進事業につきましては、平成27年12月末までの市補助金の実績額が10万9,100円であり、今後、年度末までに30万円を見込み、不用と見込まれる額を減額補正したものでございます。次に、25節、積立金の増額補正1,032万6千円は、ふるさと創生基金の積立額を利子分として32万6千円、地域振興基金の積立額を、ふるさと納税として受け入れております、阿久根応援寄附金の増加見込額として1,000万円、それぞれ増額しようとするものであります。

次に、歳入予算について、御説明申し上げます。予算書の19ページをお開きください。

第13款2項1目、総務費国庫補助金、1節、総務管理費補助金440万円は、「うみ・まち・にぎわい」再生整備計画に係る社会資本整備総合交付金の、本年度の当初予算計上額880万円と、交付決定額1,320万円の差額を、今回補正計上したものであり、街路事業費に財源充当するものでございます。次に、21ページをお開きください。第15款1項2目、利子および配当金のうち、ふるさと創生基金の32万6千円は、当該基金の運用利子分でございます。次に、22ページをお開きください。20款1項1目、総務債、2節、企画債の減額180万円は、地域づくり活動支援事業の財源として、集落活性化対策事業債680万円を見込んでおりましたが、当該事業の実績見込みにより、減額するものでございます。次に、7ページの債務負担行為の追加であります。企画調整課所管分といたしまして、上から6行目の乗合タクシー運行事業につきましては、大川地区、西目・遠見ヶ岡・倉津地区、尾崎・弓木野地区、米次地区、多田・桑原城地区、脇本北部・東部・西部地区に係る乗合タクシー運行事業について、平成28年度におきましても4月1日から運行を開始する必要があることから、事前に契約等に関する手続きを進めるため、債務負担行為として計上したものでございます。7行目のグループタクシー利用促進事業については、公共交通の利用が不便な地域に居住する65歳以上の高齢者や障がい者の方々がタクシーを利用する際に助成するグループタクシー利用促進事業につきましては、平成28年度においても4月1日から実施する必要がありますことから、事前に契約等に関する手続きを進めるため、債務負担行為として計上したものでございます。以上で説明を終わりますけれども、質疑に関しましては、私、課長補佐及び担当係長にてお答えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいた

します。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

課長、グループタクシー及び乗り合いタクシーのね、こうして毎年残るんだけど、現実には、ほんとは皆、ものすごく欲しいんだけどね、面倒だと言うのよな。そういうのは何も聞いてないね。

山元企画調整課長

この件に関しまして、手続き的に面倒だというようなご意見については、私どもの方には直接はいまのところいただいていないような状況です。

山田勝委員

それとね、近頃聞くのがね、グループタクシーとか乗り合いタクシーとかいうのは、非常にありがたいんだが、たとえば、グループタクシー、乗り合いタクシーの恩恵を受けない場所というのがあるんですね。ところが、歳を取ってくると、受けない場所の方がもうちょっと、受けない場所の人の方が使いたいんだが、なんで私たちはという声も聞くんですが、もう押しなべて、全部一括して、どこでも誰でも幾分か使えるよ、というようなふうに見直せないかなあと思ってるんですが、そういうもうちょっと検討してみようかなあというような域には達してないんですか。

山元企画調整課長

このことにつきましては、特にグループタクシーにつきましては、広く利用できるようにするべきではないかというようなご意見をいただいているところでございます。現在、28年度に向けましては、まずはこのグループタクシーにつきましては、乗り合いタクシーでも補完しきれない場所における公共交通の補完的な役割ということで導入した制度ではございますけれども、少しでもご利用いただけるようにということで、28年度に向けましては現在、自宅から1キロメートル離れた地域に居住の方というような条件はございますけれども、これを500メートル以上というような形で要件を少し緩和をさせていただいた上で、制度を運用できればということで現在進めてるところでございます。

牟田学委員長

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(企画調整課退室、生きがい対策課入室)

牟田学委員長

次に議案第1号中、生きがい対策課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

早瀬生きがい対策課長

補正予算第5号のうち、生きがい対策課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳出から説明いたします。28ページをお開きください。3款1項2目、心身障がい者福祉費、15節、工事請負費につきましては、子ども発達支援センターこじか新築工事の執行残分について減額するものであります。平成27年8月末に工事着工しましたこの施設は、かごしま木づかい推進交付金並びに電源立地地域対策交付金を活用し、順調に工事を進めてまいりました。3月上旬には全ての検査を終え、3月18日に落成式を予定しているところであります。23節、償還金利子及び割引料は、障がい者医療費に係る平成26年度分の国庫負担金等精算返納金であります。3目、老人福祉費、13節、委託料は、食の自立支援事業、いわゆる訪問給食のことでありますが、配食数の減少に伴う減額補正であります。減少の主な理由は、毎食利用者の死亡、入院、施設入所の他、健康回復による配食日の減少、そのほか、民間提供事業所の利用等であります。なお、昨年10月から西目・大川地区を分

割したことから、新たな利用者も増えており、今後も安否確認の必要性から民生委員等による対象者の掘り起しに期待しているところでもあります。29ページに移ります。同款、2項、3目、保育所費、17節、公有財産購入費であります。みなみ保育園玄関ホール横のエアコン設置の執行残であります。同項、5目、保育施設運営費、19節、負担金補助及び交付金につきましては、保育対策等促進事業のうち、延長保育事業の基本分が保育所運営費に加算となったことから、6園分×459万1千円の合計2,754万6千円を減額しようとするものであります。20節、扶助費につきましては、平成27年人事院勧告に準じて保育士及び保育教諭等の待遇改善費が平均1.9%程度増額されることから、運営費総額の1.9%分を増額補正するものであります。同款、3項、1目、生活保護総務費、18節、備品購入費は訪問用車両購入費の執行残であります。30ページをお開きください。23節、償還金利子及び割引料は、生活保護費に係る平成26年度分の国庫負担金等精算返納金であります。

次に歳入について説明いたします。19ページをお開きください。13款、1項、2目2節、児童福祉費負担金は、保育所運営費に係る国庫負担分であります。同款、2項、2目1節、社会福祉費補助金は、臨時福祉給付金給付事業の実績に伴う減額補正であります。2節、児童福祉費補助金は、歳出で説明しました延長保育事業分の補助金を3分の1減額するものであります。20ページをお開きください。14款、1項、2目、2節、児童福祉費負担金は、保育所運営費に係る県負担金を4分の1減額するものであります。同款、2項、2目、2節、児童福祉費補助金は、延長保育事業分の補助金を3分の1減額するものであります。22ページをお開きください。20款、1項、2目、2節、老人福祉債につきましては、歳出で説明しました「食」の自立支援事業費減に伴う起債の減額補正であります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の程、よろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありませんか、

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、生きがい対策課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(生きがい対策課退室、健康増進課入室)

牟田学委員長

次に、議案第1号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

児玉健康増進課長

議案第1号について、健康増進課、地域包括支援センター及び大川診療所分について御説明申し上げます。

初めに、債務負担行為について、御説明いたします。9ページをお開きください。9ページの最後の行、在宅当番医制事業委託料から次のページ、10ページの4行目、個別予防接種業務委託料までの5件の債務負担行為を今回設定しようとするものでございます。次に、28ページをお開きください。歳出予算から御説明いたします。第3款民生費1項1目、社会福祉総務費のうち28節、繰出金の補正額1億4,002万9千円は、国民健康保険特別会計の事業勘定においては主に財源不足分を補填するための増額と、施設勘定においては診療収入等の増に伴う減額になります。3目、老人福祉費のうち28節、繰出金の補正額682万5千円の減額は、介護保険特別会計の事業勘定においては介護給付費の増などに伴う市負担分の増額と、介護サービス事業勘定においては介護サービス収入の増及び歳出の一般管理費の減に伴う減額になります。8目、後期高齢者医療費の補正額1,091万2千円は、後期高齢者の療養給付費の伸びに伴う後期高齢者広域連合療養給付費負担金1,224万1

千円が主なものであります。次に、30ページをお開きください。第4款、衛生費、1項、1目、保健衛生総務費のうち23節、償還金利子及び割引料の補正額50万6千円は、前年度の養育医療費に係る国、県への精算返納金であり、3目、予防費の補正額300万円は、個別の予防接種や高齢者肺炎球菌ワクチン接種等の委託料が不足することから増額するものであります。次に、19ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。第13款、国庫支出金、1項、2目、民生費国庫負担金のうち、5節、国民健康保険医療助成費負担金1,190万円は、国民健康保険の保険基盤安定制度に係る国の負担金であり、7節、低所得者保険料軽減負担金10万6千円は、介護保険の所得段階が第1段階に該当する被保険者の保険料軽減分に対する国の負担金であり、それぞれ額の確定又は追加内示があったことから増額するものであります。20ページをお開きください。第14款、県支出金、1項、2目、民生費県負担金のうち、5節、国民健康保険医療助成費負担金1,035万3千円及び8節、低所得者保険料軽減負担金5万3千円は、国庫負担金と同様の理由によりそれぞれ増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第2号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

児玉健康増進課長

議案第2号について御説明申し上げます。特別会計補正予算書の6ページをお開きください。初めに、債務負担行為につきましては、事業勘定のドライシーラープレッスルエコノⅡ年間保守点検業務委託料1件と、直営診療施設勘定の医療廃棄物処理業務委託料ほか4件の、計6件の債務負担行為を設定しようとするものでございます。次に10ページをお開きください。事業勘定の歳出予算から御説明いたします。第1款、総務費、1項、1目、一般管理費の補正は、給与改定に伴う職員の給与費等に係る増額補正であり、第2款、保険給付費、1項、1目、一般被保険者療養給付費は、国の療養給付費等負担金の減額に伴う財源振替になります。第7款、共同事業拠出金、1項、1目、高額医療費拠出金は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費を対象に、高額な医療費の発生による市町村の財政負担を緩和するため、市町村が負担する共同事業に対する拠出金であり、また、2項、保険財政共同安定化事業拠出金は、レセプト1件当たり80万円未満の医療費を対象に、市町村間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため市町村が負担する共同事業に対する拠出金であり、それぞれの額が確定したことに伴い、増額するものであります。第11款、諸支出金、1項、3目、償還金の補正は、前年度の国の療養給付費負担金に係る精算返納金であります。次に、9ページにお戻りください。歳入予算について御説明申し上げます。第4款、国庫支出金、1項、1目、療養給付費等負担金の補正は、交付見込額の減により減額するものであり、2目、高額医療費共同事業負担金、及び次の第5款、県支出金、1項、1目、高額医療費共同事業負担金の補正は、高額医療費拠出金の額が確定したことにより、それぞれ4分の1の負担率により増額するものであります。第8款、共同事業交付金、1項、1目、高額医療費共同事業交付金及び2目、保険財政共同安定化事業交付金の補正は、それぞれの交付金の額が確定したことに伴い、補正するものであります。第10款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金の補正は、1節、保険基盤安定繰入金は、額の確定に伴う増額、2節、職員給与費等繰入金は給与改定に伴う増額、3節、財政安定化支援事業繰入金は今回の補正に伴う財源不足を補填するための増額であり、第11款、1項、1目、繰越金の補正は、確定額を補正するもの

であります。次に、14ページをお開きください。直営診療施設勘定の歳出予算について御説明いたします。第1款、総務費、1項、1目、一般管理費の補正は、在宅酸素の濃縮装置の借上実績がなかったことから、その不用額を減額するものであり、第2款、医業費、1項、3目、医薬品衛生材料費の補正は、診療用医薬品の不足見込み分を増額するものであります。第4款、1項、1目、基金積立金の補正は、国民健康保険診療所基金条例に繰越金の2分の1以上を積み立てることとされていることから増額するものであります。次に13ページにお戻りください。歳入予算をについて御説明いたします。第1款、診療収入、2項、外来収入及び3項、その他の診療収入の補正は、収入見込み増に伴いそれぞれ増額するものであります。第6款、繰入金、1項、1目、国民健康保険診療所基金繰入金の補正額は、前年度積戻し後の残額を取り崩すものであり、3項、1目、一般会計繰入金の補正は、診療収入、基金繰入金等の増額に伴い、減額するものであります。第7款、1項、1目、繰越金の補正は、確定額を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第2号について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第4号について審査に入ります。課長の説明を求めます。

児玉健康増進課長

議案第4号について御説明申し上げます。補正予算書の42ページをお開きください。

初めに、債務負担行為につきましては、事業勘定の高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業委託料及び食の自立支援事業委託料の2件を設定しようとするものでございます。次に、47ページをお開きください。事業勘定の歳出予算から御説明いたします。第1款、総務費、1項、1目、一般管理費の補正は、給与改定に伴う職員の給与費等に係る増額であり、3項、2目、認定審査事務負担金の補正は、北薩広域行政事務組合の負担金の確定に伴う減額になります。第2款、保険給付費、1項、3目、地域密着型介護サービス給付費の補正は、給付費に不足が見込まれることから、増額するものでございます。次に、45ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。第3款、国庫支出金、1項、1目、介護給付費負担金から第7款、繰入金、1項、1目、介護給付費繰入金までの補正は、歳出の保険給付費の増額に伴う、それぞれの負担率による増額補正になります。第7款、1項、4目、その他一般会計繰入金の補正は、給与改定に伴う職員給与費等繰入金の増額と北薩広域行政事務組合の負担金の額の確定に伴う減額であり、5目、低所得者保険料軽減繰入金の補正は、所得段階が第1段階に該当する被保険者の保険料軽減分について、増額するものであります。次のページ、46ページになりますが、2項、1目、介護保険基金繰入金の補正は、今回の補正に伴う不足分を基金から繰り入れるものであります。次に51ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳出予算について御説明いたします。第1款、総務費、1項、1目、一般管理費の補正は、社会福祉士の正職員配置及び介護支援専門指導嘱託員の欠員等による報酬、共済費の不用額について減額するものであり、第2款、介護予防サービス事業費、1項、1目、介護予防給付事業費の補正は、介護予防サービス計画作成業務委託料に不足が見込まれることから、増額するものでございます。次に50ページ、前のページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。第1款、介護サービス収入、1項、1目、介護予防サービス計画費収入の補正は、収入見込みの増に伴い増額するものであり、第3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金の補正は、今回の補正により一般会計からの繰入れが不用となったことから全額減額するものであります。第4款、1項、1目、繰越金の補正は、確定額を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第4号について、審査を一時中止いたします。

この際、暫時休憩します。

(休憩 11:07～11:17)

(健康増進課退室、市民環境課入室)

牟田学委員長

休憩前に引き続き会を開きます。

次に、議案第1号中、市民環境課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

石澤市民環境課長

議案第1号 平成27年度一般会計補正予算(第5号)のうち、市民環境課所管分について御説明いたします。まず、第3表、債務負担行為について説明いたします。当市民環境課分については、10ページをご覧ください。上から5行目、資源ごみ再商品化業務委託から家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託の8件であり、いずれも年度当初から事業開始できるよう債務負担行為を設定しようとするものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。補正予算書25ページをご覧ください。2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費、19節、負担金補助及び交付金375万6千円の増は、個人番号カード及び通知カードに係る事務を、地方公共団体情報システム機構に作成から発送までを委託していることから、同機構に交付する交付金について、増額されたことから補正により増額するものでございます。続きまして、30ページをご覧ください。4款、1項、3目、環境衛生費、11節、需用費、2万円の減額は、基金事業による修繕費の執行残でございます。同じく7目、葬斎場管理費、11節、需用費の123万1千円の減額は、基金事業による修繕費の執行残でございます。続きまして、2項、清掃費、2目、塵芥処理費、19節、負担金補助及び交付金の591万8千円の減額でございますが、北薩広域行政事務組合において、塵芥処理費及びリサイクル処理費の所要額が確定したことに伴う負担金の減額でございます。同じく3目、し尿処理費、19節、負担金補助及び交付金の151万4千円の減額でございますが、同じく、し尿処理費の所要額が確定したことに伴う負担金の減額でございます。減額の主な理由は、平成27年度における新焼却処理施設整備事業費の確定と、人事異動に伴う給与費の調整等であると報告を受けております。

次に歳入を御説明いたします。補正予算書19ページをご覧ください。13款、2項、1目、総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金であり、市民環境課分について御説明いたします。歳出の項でも説明致しましたが、社会保障番号制度システム整備費の280万6千円の増額の内訳は、市民環境課所管分が375万6千円の増額であり、他課分で95万円が減額されておりそれを合算した金額であります。これは国が増額の補正予算を組んでおり、それに伴いまして、市町村の補助金も増額されたものです。

以上で平成27年度一般会計補正予算第5号の説明を終わりますが、答弁につきましては、私及び担当係長で答弁させていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、市民環境課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(市民環境課退室、農政課入室)

牟田学委員長

次に議案第1号中、農政課所管の事項について審査に入ります。それでは課長の説明を求めます。

谷口農政課長

議案第1号 平成27年度一般会計補正予算(第5号)のうち、農政課所管分について、御説明いたします。

それでは、まず、歳出について御説明いたします。予算書の31ページをお開きください。今回の補正予算のうち、6款、農林水産業費、1項、3目、農業振興費、14節、材料及び賃借料の48万円の減額は、渇水対策として農業用水施設等を借上げて対応するための予算でしたが、今年度はそのような状況は発生しませんでしたので減額するものでございます。次に、19節、負担金補助及び交付金の1,297万2千円の減額でございますが、まず、負担金の出水地区さつまいも対策協議会負担金33万1千円につきましては、出水管内さつまいも農家の経営安定と、産地の育成発展のための同協議会への負担金でございます。補助金の鳥獣被害防止対策協議会補助金109万8千円の増額は、鳥獣被害対策緊急捕獲活動支援事業で昨年9月中旬頃までの事業となっておりますが、引続き事業延長となったことから、昨年9月中旬頃から2月までの実績及び捕獲見込みによる補助金の増額です。また、補助金の事業費補助になりますが、中山間地域等直接支払制度事業の211万1千円の減額、農業・農村活性化推進施設等整備事業136万5千円、それから降灰防止降灰除去施設等整備事業415万2千円、渇水対策事業26万8千円、強い農業づくり交付金事業431万6千円の減額は、事業費確定に伴う減額でございます。なお、農作物鳥獣害防止施設整備事業123万9千円の減額、耕作放棄地解消対策事業60万3千円、連作障害対策土壌消毒事業34万7千円の減額は、事業費確定見込みに伴う減額でございます。次に、5目、農地費、15節、工事請負費の919万2千円の減額は、日ノ山農道改良舗装工事の912万円の減額と32ページになりますが、折多排水機場導水路浚渫工事の7万2千円は、これも事業費確定に伴う減額でございます。次に19節、負担金補助及び交付金の692万円の減額でございますが、中山間地域総合整備事業、阿久根北部地区78万5千円をはじめとした、主に県営事業の事業実施に伴う阿久根市負担金の減額と、多面的機能支払交付金245万6千円の減額で、ともに事業費が確定したことに伴う減額でございます。次に、7目、ダム管理費、14節、材料及び賃借料の46万1千円の減額は、ダム湖内の塵芥除去のための重機等借上げでございましたが、県営防災ダム事業で実施できたことに伴う減額でございます。次に、9目、農林業振興センター費、11節、需用費の2万8千円の減額は、基金事業を活用して実施しましたビニールハウスの修繕料の確定に伴う減額でございます。次に17節、公有財産購入費の9万8千円の減額は、基金事業を活用して実施いたしました1号ビニールハウスの暖房機・換気装置取替え工事の確定に伴う減額でございます。次に18節、備品購入費の7万3千円の減額は、基金事業を活用して狭幅二輪管理機を購入し、事業費確定に伴う減額でございます。次に、13目、折多地区活性化施設管理費、13節、委託料の64万6千円の減額は、施設の清掃等管理業務委託の入札執行残金でございます。

次に、歳入について御説明いたします。20ページをお開きください。14款、県支出金2項、5目、農林水産業費県補助金、1節、農業費補助金の1,170万6千円の減額は、中山間地域等直接支払制度事業費158万3千円、農業・農村活性化推進施設等整備事業費91万円、活動火山周辺地域防災営農対策事業費415万2千円、多面的機能支払交付金184万3千円、強い農業づくり交付金431万6千円の減額と鳥獣被害対策実践事業費10

9万8千円の増額は、事業費の確定に伴う調整でございます。次は、22ページをお願いします。19款、諸収入、5項、4目、雑入、20節、雑入のうち売電収入4万4千円は、西目地区集会施設の太陽光発電施設の10月から3月までの売電収入見込みでございます。次に20款、市債、1項、5目、農林水産業債1節、農業債の540万円の減額は、土砂崩壊防止事業債170万円、県営中山間地域総合整備事業債120万円、県営防災ダム事業債90万円、県営農地整備事業債160万円の減額は、事業費の確定に伴う調整でございます。

以上で説明を終わりますが、質問につきましては、私と担当係長でお答え致しますので、よろしくをお願いします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

31ページですね、6款、1項、5目、ちょっと農道改良舗装なんですけど、額が大きいのでお聞きしますけど、これは何地区分なんですか。

谷口農政課長

31ページの5目、農地費、それから説明のところに補助事業、農道改良舗装、これの金額、この事業のことでしょうか。これにつきましては1か所でございます。

仮屋園一徳委員

減額が大きかったので、何か所分の入札なんかなと思いましたが、1か所ということで、1か所については大きい、もし箇所が多いのであれば、箇所が落ちたんじゃないかという確認でした。はい、終わります。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

関連なんだけどもね、たとえば補正予算を1,611万1000円減額されますね、財源は国、国県ですね、それから地方債、一般財源とあるんですが、1か所全然なくなったんですか、減額されたんですか。確定で。

谷口農政課長

当初、日ノ山線の農道改良舗装工事でございます。当初、予算要求する際に事業費の概算事業費を積み上げました。そして、補助事業を原発交付金を使いまして、委託測量設計業務を実施いたしました。そして、そのあと工事発注と、その二つの要因で減額の運びとなったということになります。

山田勝委員

予定した金額よりも少なくて済んだので、1千何百万少なくて済んだので、済んだっていうわけですか。

谷口農政課長

はい、おっしゃるとおりでございます。

山田勝委員

たとえばですね、農道なんかなかなかね、うまく舗装が出来ないからこういう地元負担のいない舗装というのはありがたい話なんですよね。ところがこうして1,600万も補正するということは、ほんとにもったいない気がするのですね、ほかには回せないと思うんですけど、もったいないと思うから聞くんですよ、もったいなくないように、またこのお金をどこかに回せるように頑張ってくれ。

竹原恵美委員

ページ22ページ、19款、5項、4節、20節、売電収入なんですけれども、これ単価はいくらで計上されているものでしょうか、4万4千円。

谷口農政課長

売電単価は契約では12.96円というふうになっております。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(農政課退室、水産林務課入室)

牟田学委員長

次に議案第1号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

山平水産林務課長

議案第1号 平成27年度一般会計補正予算(第5号)のうち、水産林務課所管分について、御説明いたします。予算書の32ページをお開きください。

まず、歳出について、御説明いたします。6款、2項、2目、林業振興費、13節、委託料の補正額、101万4千円は、狩集地区の県単補助治山事業の実績による減額補正であります。次に、15節、工事請負費の補正額、44万6千円は、狩集地区の県単補助治山事業の実績見込み及び林道仁床線、阿久根中央線の林道舗装工事の実績による減額補正でございます。次に、33ページをご覧ください。19節、負担金補助及び交付金の補正額、769万7千円の主なものは、健全な森林づくり事業、作業道急坂局部舗装事業、かごしま特用林産物総合対策事業の3事業の実績見込みによる補助金の減額のほか、竹林改良促進支援事業、及びイノシカ肉流通対策事業の2事業の実績見込みによる増額補正であります。補正の主な理由といたしましては、捕獲処理頭数の実績見込みの増により、イノシカ肉流通対策事業の増額補正でございますが、当初は、イノシシ・シカの捕獲頭数を1,000頭予算計上しておりましたが、1,328頭を見込んでの補正となります。次に、6款、2項、3目、市有林造成費、9節、旅費から14節、材料及び賃借料の補正額、91万2千円は、松くい虫被害秋期駆除事業の必要が生じなかったことから、全額減額補正するものであります。次に、2目、水産業振興費、19節、負担金補助及び交付金の補正額、2,073万4千円は、水産物流通対策事業の補助金の事業実績見込みによる増額のほか、種子島周辺漁業対策事業、藻場・干潟等保全活動支援事業の実績見込みによる減額補正であります。減額補正の主な理由といたしましては、種子島周辺漁業対策事業によるものでございますが、これは、北さつま漁業協同組合が発注した製氷施設改修工事の入札により、事業費が確定し、負担金2,290万9千円を減額補正するものであります。次に、3目、漁港管理費、13節、委託料の補正額226万円は、主に、牛ノ浜漁港の機能保全計画策定業務の入札残による減額補正であります。次に、17節、公有財産購入費の補正額3万円は、牛ノ浜漁港と佐潟漁協に設置した右舷標識灯の購入実績による減額補正であります。次に、4目、漁港建設費、19節、負担金補助及び交付金の補正額557万円は、阿久根漁港水産基盤機能保全事業及び漁港漁村活性化対策事業の負担金額が鹿児島県から平成28年1月25日に示されたことから、新たに増額補正するものであります。阿久根漁港水産基盤機能保全事業につきましては、阿久根漁港の臨港道路舗装補修工事に係る県への負担金であり、事業費1千万に対する市の負担割合は10分の2で、200万円を負担するものであります。漁港漁村活性化対策事業につきましては、阿久根漁港の中の赤瀬川地区の物揚場護岸取付改良に係る県への負担金であり、事業費3,570万円に対する市の負担割合は10分の1で357万円を負担するものであります。次に、40ページをお開きください。11款、4項、4目、補助林業施設災害復旧費の補正額は0円で、歳出に変わりはありませんが、充当元に変更がございます。歳入のところで、御説明申し上げますが、事業費の確定により、災害復旧費県補助金の不足分を市債に組み替えようとするものであります。

以上で、歳出の説明を終わり、次は歳入について御説明いたします。

次に、19ページにお戻りください。11款、1項、1目、農林水産業費分担金、2節、林業費分担金の補正額、13万円は、狩集地区の県単補助治山事業の実績見込みによる分担金

の減であります。次に、13款、2項、5目、農林水産業費国庫補助金、3節、水産業費補助金の補正額113万円は、牛ノ浜漁港の機能保全計画策定業務の実績による国庫補助金の減額補正であります。理由につきましては、入札による事業費の減額であります。次に、20ページをお開きください。14款、2項、5目、農林水産業費県補助金、2節、林業費補助金、190万8千円は、松くい虫被害秋期駆除事業、かごしま特用林産物総合対策事業、県費単独補助治山事業の実績見込みによる県補助金の減額補正であります。次に、3節、水産業費補助金の補正額2,012万6千円は、歳出のところで御説明いたしましたように、種子島周辺漁業対策事業により、北さつま漁業協同組合の製氷施設改修工事を実施中ですが、実績見込みによる補助金の減額補正をするものでございます。次に、10目、災害復旧費県補助金、6節、林業施設災害復旧費補助金の補正額、46万2千円は、災害査定前は、県補助率を65%で見込んでおりましたが、結果として、51.1%の県補助率となったことから、減額補正するものでございます。なお、歳出のところで触れましたが、補助林業施設災害復旧債として、40万円を組み替えるものでございます。次に、22ページをお開きください。19款、5項、4目、雑入、20節、雑入の補正額、845万2千円のうち、過年度分担金返還金、31万9千円が水産林務課所管分ですが、損害賠償納入済額に対する市町村負担金返還金の増額補正であります。次に、20款、1項、5目、農林水産業債、2節、林業債の補正額、830万円は、歳出のところで述べましたように、イノシカ肉流通対策事業において、捕獲処理頭数実績見込みの増により、市債の増額補正を行うものでございます。次に、3節、水産業債の補正額、450万円は、種子島周辺漁業対策事業の事業実績見込みによる市債の減額のほか、水産業活性化事業、及び漁港改修事業実績見込みによる市債の増額補正であります。次に、20款、1項、10目、災害復旧債、6節、林業施設災害復旧債、40万円は、補助林業施設災害復旧債のところで述べましたが、県補助金の確定により、財源の組替をしようとするものでございます。次に、6ページにお戻りください。第2表、繰越明許費ですが、11款、4項、農林水産施設災害復旧費の補助林業施設災害復旧事業、299万9千円が繰越となります。年度内では、標準工期が確保できなかったことから、繰越手続をとるものでございます。

以上で、水産林務課所管の補正予算に関する説明を終わりますが、答弁につきましては、私並びに担当係長から答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

水産林務のですね、33ページ。イノシカ肉流通対策事業というあなた方のやってる事業とね、農政課の鳥獣対策事業というのはどういうすみ分けするんですか。やってることは同じようなふうに見えるんですが。

山平水産林務課長

水産林務課で行っています、イノシカ肉流通対策事業につきましては、獣類を捕獲したときに、イノシシ、シカにつきましては、1頭当たり6千円を支給しております。それから農政課で行っている補助金につきましては、国の補助事業を活用した捕獲に対する謝金であるというふうに理解をしております。

山田勝委員

なんで聞くかと言うとね、目的はたとえば、鳥獣がイノシシ、シカその他鳥獣がいるから農産物が被害を受ける。タケノコが被害を受ける、ボンタンが被害を受けるというようなことで、このイノシシとかシカをね、退治せないかん、捕獲せないかんということで、発生してきているじゃないですか、現実にはですね、それをこの2つの課にまたがって一方はそういうこと、一方はそういうことって、あなた方担当課に言うことではないかもしれないんだけど、どうもその付近がね、その分けて考えないかんじゃろかいと思うわけ。

山平水産林務課長

それにつきましては、前回、南さつま市からだったと思いますが、林務関係と農政関係と窓口に一本化して欲しいというような、県に対する要望等もなされております。ただ、それにつきましては、いますぐ解決できるとは思ってはおりませんが、県のほうの所管課が違うことによって、農政課と水産林務課ということになっております。

山田勝委員

だからね、なかなか面白いところで、中央省庁が行っているところが違うから、ほんなら全く同じ仕事をしているのにね、違って予算の組み方をする。これを直せと、簡単に直せることなんだけど、なかなか直さない。これはしょんなかねと思ってもね。ところが、地方自治ですよ、阿久根は阿久根やったって、阿久根は阿久根の地方自治で、一本化する。たとえば水産林務課する、どこがするということで、できないかなと思うんですよね、そのすみ分けをしない。

山平水産林務課長

検討の余地はあるかと思えます。

山田勝委員

これをね、水産林務課に言ったって、簡単に片の付く話じゃないんです。ただ、私は近頃こう思っているのはね、その、あなた方は農政課も含めてですね、鳥獣対策事業をすること、それは、そのあれを、柵をすること、また捕獲することもだけど、ジビエという処理場をつくったことによって、あるいは皆さん、一生懸命獲ってくれるじゃないですか、でも、結果として、イノシシがシカが少なくなって、農産物の被害が少なくなったよというね、ことが全面に出てこない、行政効果がないじゃないですか、だから私は、こういつもこう言っているように、たとえば阿久根はシカを1,300頭も、あるいは、イノシシ1,300頭も獲った、だからこれは、ジビエの肉をね、販路拡大をするという事業じゃなくて、現実にはシカとかイノシシが少なくなって、農業の被害が少なくなった、それで生産物があがるようになった、これはね、やはりね、私は今盛んに言っているふるさと創生がもう成功した1つの例だと思っているよ。だから、それがなかなか全面に出てこないからね、ちょっと考え違いをしているんじゃないのと言うんです。

山平水産林務課長

たしかに山田委員がおっしゃられるとおり、鳥獣被害対策関係につきましては、1番の目的としましては、農業、林業関係の方々の方々のそういった作物等の被害を防ぐことが1番の目的だというふうに理解をしております。ただ、もう1つ、ジビエ料理普及に関しましても、それをむやみやたらに、行っていくということではなくて、やっぱり、阿久根の特産品と言いますか、地方創生の意味からも、そういったイノシシとかシカ、ジビエの料理関係を広めていく、まずは、阿久根市内の方々にそれを試食をしてもらって、阿久根以外にも広めていくということも考えていく必要があるかと思っているところであります。

山田勝委員

それはね、十分わかっているんだよ。私は十分わかっていますよ、だから、イノシカ肉をたくさん獲ったから、それをなんとか利用しよう、それはそれで、またこちらで、1つのなんですか、特産品として開発しよう、それも、十分わかっています。それもせないかん、せないかんたいどん、1番大事なところを忘れていやしませんかって言うたいどん。大事なところはそれをするによって、すごい実績を上げている。でもイコール、農産物もね、ものすごく今は被害が少なくなりました。あるいは、そういうね、そういうものを全面に出さないやっど、全面に出さない、せっかく公金を使っている、税金を使っている、阿久根市は特別にね、税金を使っているじゃないですか、そうしないと、なんでイノシシ肉を売ることばっかい税金を使わないかとやということにでてくるから、やはり私は、そういうね、ちゃんとしたことによって、食の目的である農産物、あるいはたくさんあるじゃないですか、カイモ、タケンコを食べる、ボンタンを食べるそういうのがね、被害が少なくなりましたっ

ていうこともちゃんと出して、実績を出して、オープンにきなさいよと言うたっど。おいが言うこっがわからんけ。

山平水産林務課長

毎年、農林産物につきましても被害状況報告の方を県に行っております。それを見ても、今のところ、若干減少気味、ほぼ横ばいとなっております。こういった調査につきましても、今後、こういった調査結果であるかということをよく踏まえまして、ますます有害鳥獣の捕獲に努めて、農林水産物の被害軽減に努めてまいりたいと思っております。

山田勝委員

あのね、山平課長ね、私はたとえばあなたが今言う、若干少なくなってます。そして横ばいですって言うでしょう。私はこれぐらい過疎が進んで、人家が少なくなつて、耕作地がなくなつてる中でね、横ばいですとかいうのは成功ですよ。もしこれをやってなかったらもう庭ずい行きますよ、庭ずい。みんな農家の庭、ちょっと山の近くの庭あたりまで来ますよ。だからそういうのをね、今はうちの近くあたりシカが飛んで走ってされかんで、田んぼん中をば。そういうことでね、実績上がっていることをアピールしないと市民の中にも浸透しないよって。なにもそれを調査して、県に報告することじゃないんだよ、県に報告しながら市民にもちゃんとアピールきなさいよて、こひこ気張ってかせして言っかすたいどんわからんか、おやわからん。以上。

山平水産林務課長

市民へのアピールということですので、確かに今の有害鳥獣捕獲に関して、こんだけ、一般社団法人阿久根市有害鳥獣捕獲協会も会員の方々が努力されております。そういったのも含めて、一般市民へのアピールというのも努めてまいりたいと思います。

[山田勝委員「頑張ってください」と発言あり]

中面幸人委員

同じ節の関連したところでございますが、この事業につきましては、1頭当たり、当初1千頭が1,328頭になったということでの増でございますが、これ、確かあの国からも1頭当たり8千円等の補助があったと思うんですが、捕獲隊の方でもですね、その補助分がもう少なくなつたとか、なくなるとかいうことで心配されておりましたけれども、国の補助等がもうなくて、市債の方にまわったという考え方でよろしいんですか。

山平水産林務課長

国からの上乗せ交付金は、全く別物であります。水産林務課で実施しておりますこの事業については、農政課所管分とは全く切り離して考えていただいて結構です。

中面幸人委員

その、国からの上乗せ分についてはですね、全国的にこのイノシカ対策についてはどこの自治体も取り組んでおりますので、今後このまま維持されるのか、少なくなるのか、そのあたりは28年度に向けてその辺あたりはどうなっていますか。

山平水産林務課長

たしかに、イノシシの捕獲については、かなり減少してきております。ただ、シカにつきましては、ほとんど変わっていないか、若干増えてる方向にあります。28年度につきましても27年度の補正、今回上げています補正を勘案しながら、28年度につきましても、予算計上おこなっていく予定であります。

竹原信一委員

山田委員の提案というか、二つの課にまたがっていること自体が、道理にかなわないことだと思うんですよね。それを1本化することが難しいというのは、どういう障害があるんですか。

山平水産林務課長

先ほども若干触れたんですが、県の方の関係が上乗せ分については、農政課の方で担当しております。林務の方ではございませんので、阿久根市で言えば農政課と県の方の農政課と

いう関係で、今のところそういうことで、農政課の方が担当していることになります。

竹原信一委員

そのことを言ってるわけですよ。この事業に関しては、阿久根市は林務課がやる、どうしてそこを同じ課で担当で分けていかなきゃいけないのかがわからないんですけども。その事業について、阿久根市はやっていいんじゃないんですか。なんか県の方が邪魔するんですか。

山平水産林務課長

山田議員のときにも回答したんですが、県の方は県の方、市の方は市の方ということで、検討の余地はあるかと思っております。

竹原信一委員

検討の余地はあるかて、だからあなたの中にあるすぐにそれを道理が通るようなふうにはできない、それは何なんでしょうねということなんですよ。今、自分でもいったとおり県は県、市は市、当たり前ですが、それをしにくいと思う根拠、何があるんですかという質問なんですよ。

大野係長

一応ですね、補助金の方は農政課の方でするんですが、一応法人のほうで実績報告というのをあげるんですが、林務の方で実績報告をつくって、予算上、農政課の方にまわすという形になってます。だから仕事の的には予算は農政課なんですけれども、上乘せ分に関しては、実績報告というのは林務の方でやっております。

竹原信一委員

補助金申請も農政課の名前じゃなくって、阿久根市の名前で補助金申請してるんでしょう。だったらそれも林務課でやっていい話じゃないですか。どうしてそこを農政課からしなきゃいけないというふうに考えてしまうのかがわからないんですけども、いかがでしょう。

山平水産林務課長

それにつきましては、検討していきたいと思っております。

竹原信一委員

あのね、こういった当たり前のことっていうのを、もっとちゃんと、根底から考えてもらいたいんですよ。型があるからそれから外れられないんじゃないかって、皆さんは直接市民の目の前で仕事をしてるわけですから。上の方に合わせるんじゃないかって、もっと現場を見て、自分たちの仕事を直接見てやってもらわないと、前提がおかしい、しっかり考えてください。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。この際、暫時休憩いたします。概ね1時から開催をいたします。

(休憩 12:05～13:00)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、会を開きます。

次に議案第1号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

堂之下商工観光課長

議案第1号 平成27年度阿久根市一般会計補正予算(第5号)のうち、商工観光課所管分について、御説明申し上げます。

まず、歳出予算から説明いたします。補正予算書34ページをお開きください。7款、商工費、1項、商工費、2目、商工振興費、11節、需用費の123万7千円の減額は、国道3号沿いに設置してある特産品看板について、当初予算で修繕料50万7千円を計上してお

りましたが、台風15号により骨組み、木枠等も破損したため、当初の見込み額では不足するため執行できなかつたものであります。また道の駅の突発的な修繕に対応するため、90万円を計上し対応しておりましたが、道の駅物産館の雨漏り修繕、約17万円の支出で済んだため、不用分を減額するものであります。13節、委託料600万円の増額は、ふるさと納税の申込み件数が見込みを上回ったため、返礼品の特産品発送業務についても委託料を追加するものでございます。15節、工事請負費、35万7千円の減額は、道の駅あくね冷媒配管工事について、不用額を減額するものであります。18節、備品購入費、62万7千円の減額は、道の駅の厨房機器4点を購入いたしました、まとめて入札を執行したことによる執行残であります。次に、3目、観光費、15節、工事請負費、59万2千円の減額は、大島公園C棟ガス配管改修工事の執行残を減額するものであります。次に、40ページをご覧ください。11款、災害復旧費、5項、商工施設災害復旧費、2目、補助商工施設災害復旧費については、大島公園キャンプ施設の災害復旧に係る工事請負費であります、事業費の確定により財源の組み替えをするものであります。

次に、歳入予算について、御説明いたします。19ページをご覧ください。13款、1項 国庫負担金、10目、災害復旧費国庫負担金、8節、商工施設災害復旧費負担金、449万4千円の減額であります、大島公園キャンプ施設の災害復旧工事に係る国庫負担金であり、査定により、事業費が確定したものであります。次に、21ページをご覧ください。16款1項、1目、一般寄付金は、あくね応援寄付金の増加が見込まれるため、本年度の寄付金総額を2,500万円と見込み、1千万円の増額補正を行うものであります。次に、22ページをご覧ください。19款、5項、4目、雑入、20節、雑入のうち、全国市有物件災害共済会損害共済災害共済金、673万6千円は、大島公園キャンプ施設の台風災害に対して、災害復旧工事費の2分の1の額が共済金として支払われるものであります。次に、23ページ、20款、1項、市債、10目、災害復旧債、8節、商工施設災害復旧費、220万円の減額は、事業費の確定及び、先ほど説明した、災害共済金が支払われることから減額したものであります。次に、6ページをご覧ください。第2表繰越明許費の表中、11款、5項、商工施設災害復旧費は、大島公園施設の災害復旧事業であり、来年度に繰り越して実施するものであります。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては、私、並びに課長補佐から答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

災害復旧というのがありましたけれども、建物ですよね、維持とか、そういう復旧関係についてどのようにしてるんですかね。実際の話が、商売もやりながら、建物の維持管理もすると、そういうのを同じ人間たちがやるというのは結構無理があると思うんですけども、その修繕の発注の仕方を教えてください。

堂之下商工観光課長

大島公園の災害についてのご質問とうけたまわります。大島公園につきましては、指定管理を水泳振興会に委託しておこなっておりますので、軽微の修繕等については概ね10万円未満の軽微な修繕については、指定管理者の方でやっていただくことになっております。その他の修繕についてはこちらの方に申し出ていただいて、現状調査し、また見積もり等を通して予算に組んで修繕等おこなっている状況でございます。

竹原信一委員

私が言っているのはですね、実際のどれぐらい整備をするのかとかね、道の駅でも錆びてくる、どの段階で補修するのだ、錆を塗ったりするのかと、そういったものを決めたりするのはどこでやってるんですか。

堂之下商工観光課長

一応、所管課であります私どもの方でやりますけれども、建物について、なかなかわかり

にくい部分については都市建設課の技師のほうに依頼をして、一緒に見ていただくことになります。

竹原信一委員

そうすると、結構無理がありますね、それやっぱり。所管課の人間が建物も日ごろ管理、監視していかなきゃいけないというのは。先ほど似たようなことがあったんですけども、発注の時ですよ、修理を発注する時、どの程度でいいとか、検査なんかはだれがやるんですか。

堂之下商工観光課長

建築の専門的な部分につきましては、都市計画課の方に私どもから依頼をして、お願いをしております。

竹原信一委員

日ごろの、じゃあですよ、道の駅なんかの錆が出てきてますよね。ああいったところほどのタイミングで修理、修繕するとかいうのはだれが判断するんですか。

堂之下商工観光課長

所管課の方で判断をいたします。

竹原信一委員

そういう素養のある人たちが所管課に配置されてないでしょ。建物の構造やら維持管理に関して、建築、やったこともないだろうし、配置されてないのに責任があるという状況があるわけですね。

堂之下商工観光課長

ですから、私どもで判断できない部分は都市建設課の建築係に依頼をして判断していただいているというところです。

竹原信一委員

判断すべきかすべきでないかを判断できないわけですよ。経験のない素養のない人には。スタートを商工観光課で切らなければいかんわけでしょ。建物について日ごろずっと見る能力がないのに、責任はやっぱりそこにある、まんま。結構無理があると思います。

山田勝委員

34ページ、課長の説明の中で、大川の看板の修理ということなんですが、ですよ、あの看板の修理がするつもりだったけどできなかったということですよ。そこでね、私、近頃思うんですが、今あの陳之尾峠ですかね、陳之尾峠にもありますよね、アクネうまいネという大きな看板がですね。大川にも大川の鈴木段の先にありますね。どうもね、あれはね、私、あくねうまいネというロゴマークはいいとしてもね、中身はね、インパクトが弱いからね、あれはもうちょっと考え直さないかん。インパクトが弱いですよ。だからなんでそういうかといったら、この前鹿児島経済大学ですね、私たちは参加しました、その時に阿久根のことを何をイメージするかって、イメージするのはないっていうことだったでしょ、イメージできない。その中で、タケノコが日本一だということだけとか、あるいはそういうものをね、ぱっとやられたらどうですかという話もされました。だから私は数年前ですね、だいぶ前なんですが、折口の鍋石の上にね三笠牛という大きな看板がありました。その頃にですね、やはりそのような話があって、天文館でずっと聞き取り調査をしました、アンケート調査をしました。阿久根で何をイメージしますか、阿久根は何をイメージしますかという、阿久根のイメージの1番はですね、三笠牛でした、三笠牛。だから、インパクトの強いですね、やはりインパクトの強いものをちゃんとすっきりとしないとね、イメージがわからないと思うんですよ、見る人も、通る人もね。だから、あれを見て、皆さん方あれを見て、阿久根は食の図鑑かなんかてありますでしょ、あれを見て何にも皆さん感激しないですよ。だからせっかく公金を使ってやるならね、今年やってもいいですよ。でも考え直さないかんですよ。あのロゴマークはあのまま残して十分いいですよ、あのアクネうまいネ。でも全体の看板はもう一遍考え直してやらないと、せっかく金をかけるんだから、ぜひそれをしてください。

牟田学委員

山田委員、鹿児島国際大学です。

山田勝委員

なんてゆうたっけおや、あれは昔はそうだった、昔の男です。そういうことで、あなたは どう思いますか。

堂之下商工観光課長

この看板の修繕料は、今おっしゃった陳之尾の方と、大川と2か所ありますので、2か所書き直すつもりで予定で予算を組んだところであったわけですけれども、今回被害が大きかったということで出来なかったんですけれども、今おっしゃったようなことを勘案しながら、いろんなことを看板の活用については考えていきたいというふうに考えております。

山田勝委員

ぜひね、こういう時代だからね、ちゃんとよく考えてですね、自分たちで考えて、それでみんなの意見も聞きながらちゃんとやってくださいよ。それからもう一つ、ふるさと納税のお礼、特産品発送の中でですね、2,500万円のふるさと納税に1千万円のお返礼品という話をちらっと耳にしたんですが、2,500万円の納税に対して1千万円のお礼をやるんですか。いくらやるんですかね。

堂之下商工観光課長

返礼品につきましては、寄附額の約半分を予定しておりますので、1千万円というのは今回の増額見込みが1千万円ということでしたので、そこは勘違いではないでしょうか。

山田勝委員

今ですね、何万円、その返戻金、たとえばふるさと納税は2千円以上ですよ、2千円以上についてお返しをするということですよ。ですから2千円以上してくださいという話ですよ。だから阿久根市の場合はいくらといくらと何千円の返戻金を準備しているんですか。

堂之下商工観光課長

返礼品を送るのは1万円以上の寄付に対してでございます。1万円の方に対して、料込みで5000円相当のもの。2万円の方に対してのもの、5万円の方に対しては今、スターゼンミートのステーキ肉を返礼品として用意してございます。

山田勝委員

たとえばですね、5万円の方がですよ、スターゼンミートのじゃなくて抱き合わせてね、合計2万5千円になるくらいの品物っていうのもいいんですか。

堂之下商工観光課長

はい、1万円の中から5口選んでいただいても大丈夫です。

山田勝委員

それとですね、たとえば5千円というのはいないんですか。

堂之下商工観光課長

5千円のものはいないんです。

山田勝委員

たとえばですね、これはふるさと納税をいただくということと、財源の確保とあわせてね、阿久根の産業の発展にもつながる非常に大きなことだと思うんですが、ところが、値段のたっか品はですね、1万円と5千円とあるんですよ、今度はぐっと安くなってですね、3千円送料を入れてですね、3千円ぐらいのところも作ってくれた方がいいのではないかなあという気がするんです。送るほうからしてですよ。それもやはり検討をして欲しいなあ、新年度から思うんですがいかがですか。

堂之下商工観光課長

新年度からまた特産品の種類も増やしたいというふうに考えておりますので、その中で検討させていただきたいと思っております。

山田勝委員

ぜひですね、高い品物もあるけれども、あるいは農産物とか安い品物っていうのがあるわけですよ。そういう中で、2千円の品物に送料1千円乗せたときですね、3千円だ。そのためには6千円7千円のそういう納税額もあっていいんじゃないかと思うので、ぜひね、実態にあったようなやり方を進めてほしいと思います。以上です。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、商工観光課所管の事項について、一時、審査を中止いたします。(商工観光課退室、都市建設課入室)

牟田学委員長

次に議案第1号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

西園都市建設課長

議案第1号 平成27年度一般会計補正予算(第5号)のうち、都市建設課所管の主なものを御説明いたします。予算書の、6ページをお願いします。初めに、第2表、繰越明許費から御説明させていただきます。8款、土木費、5項、都市計画費の社会資本整備総合交付金都市再生整備計画事業の1、303万6千円は、当該事業の15節請負工事費の市道琴平南通り線ほか1線を繰り越すものであります。平成27年度事業として市道の2路線を地域の景観等に配慮しながら、回遊性のある道路整備を行うことにしており、設計の段階で1路線について、2車線から1車線への道路構造の変更があり、地域及び公安委員会と事前協議に時間を要したため、繰り越しを行い、事業の適正化を図るものであります。また、6項、住宅費の寺山住宅建設事業の2億3,480万3千円は、当初予算で計上しておりましたが、国の補助金が当初計画していた補助金額を下回り、工事着手を保留しておりましたが、今回の補正において予定どおり補助金の内示があったことから、平成27年度繰越事業として繰り越しを行い、適正な執行管理を図るものであります。次に8ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正の追加であります。都市建設課分は上から9番目の土木測量総合システム保守業務委託料の28万円であります。次に12ページをお願いします。第4表 地方債補正の追加であります。地方道等整備事業、県営急傾斜地崩壊対策事業、黒之浜港改修事業に対しまして、県への負担金部分を起債にて対応するものでございます。次に14ページから15ページをお願いいたします。第4表、地方債補正の変更であります。14ページ下の1行目から、15ページの2行目までの市道新設改良事業及び番所丘公園整備事業及び公営住宅建設事業でございますが、本年度の事業費の確定により、起債額を変更しようとするものでございます。市道新設工事につきましては、新焼却場取付道路の次年度工事変更によるものと、番所丘公園整備事業のユニバーサルデザイン遊具設置工事の確定並びに公営住宅建設事業は、寺山住宅6号棟新設工事における国費の内示による増額分の減額であります。次に、補正予算に関する説明書について、歳出から御説明いたします。説明書の34ページをお願いいたします。8款、土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費、15節、工事請負費、1、147万1千円の減額は、新焼却場取付道路の工事請負費を減額変更するものであります。取付道路の整備は、年度内に舗装を除き完成させることとして、用地買収が必要な8筆について、年度当初から交渉を進め6筆については順調に契約を結ぶことができましたが、2筆において交渉が難航し、次年度予算編成期においても年度内の契約は困難な状況にあり、また、事業の繰越を行っても用地の確保が見込めないことや、他市町との負担金の調整等もあり、平成28年度に改めて予算化を行い、事業の適正化を図ることとしたことにより、工事請負費を減額変更するものであります。また、28年度の工事執行に関しましては、早期発注に努めてまいりたいと考えております。説明書の35ページをお願いします。19節、負担金補助及び交付金、100万円は、県が行う地方特定道路整備事業県道脇本赤瀬川線、鳩之浦工区の事業費の確定による、阿久根市の負担金でありま

す。槇之浦工区につきましては、事業費2千万円に対する市の負担金であり、現在、用地交渉を中心に執行しており、負担率、5パーセントであります。3項、河川費、4目、砂防費、13節、委託料、50万円の減額は、県単急傾斜地崩壊対策事業で平成26年度に施工した南畑2地区の登記のための用地測量業務委託費でありましたが、事業実施に伴います測量設計業務委託において用地測量業務も完了したことから事業費の減額を行うものであります。19節、負担金補助及び交付金、110万円は、県が行う県営急傾斜地崩壊対策事業、仲仁田地区及び尻無1地区の事業費の確定による、阿久根市の負担金であります。仲仁田地区につきましては、事業費の50万、また、尻無1地区は、事業費2千万円に対する市の負担金で、負担率20パーセントと5パーセントになります。4項、港湾費、2目、港湾建設費、19節、負担金補助及び交付金の800万円は、県管理の黒之浜港改修工事に係る、突堤及び護岸の工事等の事業費に対する市の負担金であります。事業費3千万円に対する市の負担金であり、負担率は事業費の3分の0.8であります。5項、都市計画費、1目、都市計画総務費、13節、委託料、212万円の減額は、都市計画基礎調査業務委託の事業費確定に伴う減額であります。15節、工事請負費、11万3千円の減額は、湧排水機場発電室防水補修工事の事業確定により減額したものであります。3目、公園費、15節、工事請負費、170万4千円の減額は、コミュニティ助成事業番所丘公園ユニバーサル遊具設置工事の事業費確定による30万9千円及び公園整備事業中央公園照明設備改修工事の事業費確定により139万5千円を減額したものです。説明書の36ページをお願いします。4目、都市下水道費、15節、工事請負費、2万5千円（修正あり）の減額は、上野都市下水道浚渫外工事の事業費確定により減額したものであります。22節、補償補填及び賠償金、174万5千円の減額は、大丸都市下水道整備事業電柱移転費が無償移転となったため、不用額を減額したものです。5目、街路事業費は、市街地中心地区の市道琴平浜中央線外3路線測量設計業務委託及び市道琴平浜中央線外1線整備工事を社会資本整備総合交付金2、200万円で整備を実施しており、財源の国県支出金が確定したことにより、市債及び市有施設整備基金の減額及び一般財源の増額を行う財源組替えを行ったものであります。なお補助率は、40パーセントが60パーセントになったものです。6項、住宅費、1目、住宅管理費、15節、工事請負費の38万1千円の減額につきましては、基金事業で行った下木場住宅敷地内道路改良及び鶴見タウンBC棟量水器工事の事業費確定により減額をしたものです。19節、負担金補助及び交付金の139万1千円の減額は、平成27年度阿久根市木造住宅耐震事業の事業実施希望者が耐震改修1戸のため、不用額を減額するものであります。2目、住宅建設費は、国の補正予算の建設国費が当初計画していた補助配分を上回って、補正予算内示があったことから、今回の国の補正予算を受けて繰越事業として寺山6号棟建設工事の社会資本整備総合交付金2億3、480万3千円で建設を行う事にしており、財源の国県支出金を増額し、市債及び一般財源の減額を行う財源組替えを行うものであります。なお補助率は、50パーセントであります。3目、危険住宅移転促進費の減額485万7千円は、19節、負担金補助及び交付金485万5千円が主なものであり、がけ地近接等危険住宅移転事業の除却費1戸及び建物助成1戸とそれぞれを見込んでいましたが、事業実施が除却工事のみの1戸の事業費確定となり、不用額を減額するものであります。

次は歳入であります。19ページへ戻っていただきたいと思います。11款、負担金補助及び交付金、2項、負担金、2目、土木費負担金、2節、道路橋りょう費負担金、836万6千円の減額は、新焼却場取付道路整備の本年度事業費確定による、出水市及び長島町の負担金を減額するものであり、負担率は、出水市が59.76%及び長島町が13.11%で阿久根市の負担は、27.13%になります。13款、国庫支出金、2項、国庫補助金、7目、土木費国庫補助金、6節、住宅費補助金、225万3千円の増額は、社会資本整備総合交付金で事業の変更及び確定によるものであります。内訳としまして、公営住宅整備事業の寺山住宅6号棟の建設に伴い、国の補正予算事業内示により、国の補助金が増額になったため、537万6千円と、事業費確定により減額になった、がけ地近接等危険住宅移転事業の

242万8千円及び住宅・建築物安全ストック形成事業の69万5千円です。それぞれ補助率は50%であります。次は20ページをお願いします。14款、県支出金、2項、県補助金、7目、土木費県補助金、5節、都市計画費補助、227万4千円の減額は、県都市計画基礎調査業務委託106万円及び、がけ地近接等危険住宅移転事業121万4千円の事業費確定による減額であります。補助率は、50%と25%であります。次は22ページをお願いいたします。20款、市債、1項、市債、7目、土木債、1節、道路橋りょう債の240万円の減額は、内訳としまして、市道新設改良事業の新焼却場取付道路の工事請負費を減額したことによる330万円の減額と、県営事業の地方特定道路整備事業、県道脇本赤瀬川線、嶋之浦工区の阿久根市の負担金に市債を90万円追加充当するものであります。2節、河川債、90万円の追加は、県営急傾斜地崩壊対策事業の確定により、尻無1地区の阿久根市の負担金に市債を追加充当するものであります。3節、港湾債、800万円の追加は、県管理の黒之浜港改修事業の確定により、阿久根市の負担金に市債を追加充当するものであります。4節、都市計画債、40万円の減額は、番所丘公園ユニバーサルデザイン遊具設置工事の確定により、市債を減額するものであります。5節、住宅債、410万円の減額は、寺山住宅6号棟の建設に係る国の補正予算事業採択に伴う国庫補助金の増額により市の負担分に相当する市債を減額するものであります。

以上で説明をおわりますが、ご質問に対する答弁は課長、不足の場合は、担当係長で対応させていただきますので、よろしくをお願いします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより。

〔「修正を」と呼ぶ者あり〕

西園都市建設課長

説明書の36ページをお願いいたします。4目、都市下水路費の15節、工事請負費を25万の減額と申し上げましたが、2万5千円の減額であります。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、質疑をされる方はページ数、款、項、目を言ってからお願いします。

竹原信一委員

一般的な話として質問なんですけれども、たとえばですね、さっき下木場の話があったけれども、その道路の修理のお金が余ったとき、それを建物の修繕などに流用するとしたら、どんな手続きが必要なんですか。

西園都市建設課長

それぞれの所管課の財産に伴う、行政財産という形で事業を推進することにしております。

竹原信一委員

じゃあ、余らせないで、住宅整備などに使うことができたお金なんですね、それ。

松田都市建設課長補佐

今言われた部分について、それぞれ事業ごとである中で、建物、たとえば住宅とか、いう話があったわけなんですけど、それぞれ基金事業であったりということで、使える部分と使えない部分があるわけなんですけど、基本的にそういった事業の中でですね、道路の方が余ったから住宅にということは、支出は出来ないということでもあります。

竹原信一委員

できないというのは、自分のところがしていないということですか。それとも阿久根市役所がしないように決めてるということですか。

松田都市建設課長補佐

今あの、話をさせていただいたとおり、補助事業であったりとかいうことですね、使える部分、住宅の分については住宅。道路についてはそれを住宅の方に款項目節の中でですね、越えて使うことは出来ないということでもありますので、そこについては事業ごとでやはり使

える分、使えない分というのは決められているということでもあります。

竹原信一委員

では、決められてしまうのは補助事業だからってことですよね。補助事業でない場合には市の単独の場合にはそれが自在に出来るはずでしょ、違うんですか。

松田課長補佐

今、工事関係に限らず、修繕であったり、委託料であったりということですね、基金事業とかそういった補助事業でない部分についてはですね、急々であった場合については利用させていただいたりとか、執行はしている部分はあります。

竹原信一委員

よくいうのはですね、急々というのは早くせないかんことがたくさんあるわけですね。住宅であれ、ガードレールの補修であれ、あるわけですがけれども、そして回そうとすればお金が回せる。いつも、急々というかニーズがいつもあるわけですよ。急々じゃなくて、元々お金がないからってされてない状況がずっと続いてきている。なのに回せるお金が発生した時に何ですぐ回せないのと。今の必要性に対する認識が忘れられてるんじゃないかというふうにしか思えないんですけれども。今、あなたの説明では、急々の場合、あるいは最初で決めた事業ごとでしか出来ない。その認識の硬直化というのがあるように思えるんですけれども、いつも土木のほうは土木、建築の方は建築と分けるんじゃないしに、たとえば課長は全部の課長なんですからね、建物についても。それについて総合的にいつも見てなきゃいけないはずで、こっちが余ったらこっちにやると、そういう認識を持つように変わっていただけないでしょうか、ということです。いかがでしょうか。

西園都市建設課長

予算の流用使いについては、款項目で決まっておりますので、その範囲の中で流用を使う方をするということでもあります。それで、今竹原委員がおっしゃったように、同じ道路の関係で、必要な部分は、手当の部分はその中で工事をやっていくという形にしております。

竹原信一委員

そこですよ、款項目、ね、変えられる、私の最初の質問は、それを変えて流用する時には、どんな手続きが必要なんですかという話ですよ。

西園都市建設課長

今おっしゃったとおり、款項目の中で流用できるものはするという手続きを財政課と協議して流用していきます。

竹原信一委員

財政課との協議でできることがたくさんあるわけですね。それを進めて、配分されたお金がいつも生きるように、もっと努力してください。よろしくお願いします。

牟田学委員長

ほかに質疑はありませんか。

山田勝委員

あの、今竹原委員の話についてですね、私も思っているんですけどね、そのたとえば国の補助金で返さないかん部分とか、そういう部分でない以上ね、緊急の場合は、私は流用する例は、今までたくさんあるじゃないですか、それを私はかたくなに閉ざす必要はないと思いますよ。ですから、それはどういう手続き、手続きは簡単ですよ。あなたのところから、こういうことをしましょうねというそういう気持ちの持ち替えだけで、簡単にできるはずですよ。これは作業を進めていくわけですから。

西園都市建設課長

おっしゃられるとおり、緊急を要するもの等は、都市建設課のほうで、予算の見積もりを取りまして、財政課のほうと協議をいたしまして、実施しております。もちろん急ぎでやっ

山田勝委員

そういうことですからね、柔軟にやっぱり受け止めて、やってくださいよ。そしたらうまくいくと思いますよ。それから、この予算を見ている限り、ちょっとお尋ねしたいんですが、私は去年ですね、4月になったら、単独でできる道路維持係の仕事なんかについては、4月になったらすぐ発注できるように、補正予算で設計料は組んでおっただいかがですかということで、やってくれましたね。ことはどうしてるの。

西園都市建設課長

ことしも28年度で、事業する分についても委託設計をもう組んであります。2月のほうで実施設計を組んで、早急に発注する準備を今やり方です。

山田勝委員

全部とは言わないけれども、ある程度、平成28年度の予算の執行を早くできるように、補正予算で組んで、発注できるように、準備できるような段取りをやっているということですね。

[西園都市建設課長「はい」と発言あり]

はい、了解。

竹原信一委員

どうも私のピンときてなかったみたいですよ。はっきり言って、いつも宿題はあるわけですよ、市民の要望しても、皆さんが現場を見て回っても、ニーズはあるわけですよ。それを実行できる準備をしとかないかんでしょうということなんです。緊急の場合には、見積もりをとってなんて、そんな、そしたら日頃何をやってるのという話じゃん。ね、いつもニーズがあるのは皆さん知っているでしょ。幾らかかるちゅうのは、目安つけておいて、余ったらそれにすぐ回す、この当たり前の作業をやって、準備をしてくださいよということなんですよ、ね。

松田都市建設課長補佐

今言われるように、当然、当初予算とか、来年度予算に含めてもですね、工事の修繕箇所であったりとかいうのは、年間通してですね、現場を見たりということで、予算要求をしている状況であります。それと、先ほど話をした、緊急の修繕については、漏水であったりとか、いろんなそういった、もちろん入居者からの要望とかいうのもございます。それについてはですね、当然担当係である住宅係ですね、入居者と話をしたりとか、あるいは管理者であったりからのですね、要望であったりとかいうのでですね、当然現場を確認させていただいて、入居者との話をしながらですね、そういった修繕等についてはですね、当然予算をつけるようにする中でですね、先ほど話したのが、緊急であったりということではないんですけど、当然修繕料というのは年間予算がございまして。その中でですね、当然こういった年度末になった時は予算が足らなくなってくると、それでも修繕はしないとけないということですね、その辺りについてはですね、先ほど話をさせていただいた通り、財政課あたりとですね、流用をさせていただいて、予算をですね、できるだけ使っていくと、対応をしていくというのが自分たちの思うところあります。今竹原委員が言われるようにですね、予算の中でできるだけ、対応していくというのはもちろん重要なことでもありますので、今後もそういった対応についてはですね、対応していきたいと考えているところあります。

牟田学委員長

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(都市建設課退室、教総・学教課入室)

次に、議案第1号中、教育総務課・学校教育課所管の事項について審査に入ります。教育総務課長の説明を求めます。

小中教育総務課長

議案第1号 平成27年度一般会計補正予算(第5号)の教育総務課及び学校教育課所管

について歳出から御説明申し上げます。25ページをお開きください。2款、1項、総務管理費、18目、市民交流施設建設費、12節、役務費66万9千円の減額補正は、阿久根市民交流センターの工事着工が、設計の見直しにより来年度以降となったため、建築許可申請と建築確認申請に係る手数料が必要なくなったことから減額するものであります。13節、委託料、23万6千円の減額補正は、市民交流センターの実施設設計分の委託料について、本年度の支払額が確定しているため減額するものであります。37ページをお開きください。10款、1項、教育総務費、2目、事務局費、8節、報償費28万9千円の減額補正は、事業確定に伴い謝金等を減額するものであります。19節、負担金補助及び交付金62万6千円の増額補正は、県教育委員会から派遣されております4人の職員の給与等に係る負担金が確定するため増額するものであります。同項3目、教職員住宅費、13節、委託料23万円の減額補正は、白蟻駆除業務の実績がなかったことによる執行残であります。同項4目、教育指導費、9節、旅費77万円の減額補正は、外国語指導助手、ALTの帰国旅費の減であります。同じく19節、負担金補助及び交付金25万円の減額補正は、ALTの渡航負担金の減であります。38ページをお開きください。10款、2項、小学校費、1目、学校管理費、9節、旅費32万4千円の減額補正は、臨時・嘱託職員の通勤手当の減額であります。同じく13節、委託料188万2千円の減額補正は、小学校管理に関する浄化槽清掃業務等の入札執行残が主なものであります。同じく15節、工事請負費56万9千円の減額補正は、阿久根小学校ガス埋設配管改修工事ほか2件の入札執行残であります。同じく18節、備品購入費、58万7千円の減額補正は、教育用備品等の入札執行残であります。同項2目教育振興費、14節、使用料及び賃借料138万4千円の減額補正は、パソコンリース等に係る入札執行残であります。同じく19節、負担金補助及び交付金、44万円の減額補正は、山村留学生2名の予算に対して1名の実績だったことによる減であります。次に、3項、中学校費、1目、学校管理費、13節、委託料102万9千円の減額補正は、中学校管理に関する浄化槽清掃業務等の入札執行残が主なものであります。同項2目、教育振興費、7節、賃金65万円の減額補正は、特別支援教育支援員1名の未雇用による減であります。同じく13節、委託料、100万円の減額補正は、通学バス等運行業務の実績に伴う執行残であります。同じく14節、使用料及び賃借料38万9千円の減額補正は、パソコンリース等に係る入札執行残であります。

次に歳入について御説明します。22ページをお開き下さい。20款、1項、市債、1目総務債、1節、総務管理債の920万円の減額補正のうち、市民交流施設建設事業債30万円の減額は、先に説明いたしました、市民交流センターの実施設設計分の支払額に合わせて減額するものであります。次に、債務負担行為の補正について説明します。11ページをお開き下さい。教育総務課と学校教育課所管の事業につきましては、2番目の小学校児童歯科検診用ディスプレイ購入費から、次のページ12ページ中段の中学校パソコンサーバー監視システム使用料までであります。以上で、説明を終わりますが、答弁につきましては、私と学校教育課長、不足の場合は、担当係長に補足をさせますので、よろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、教育総務課・学校教育課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(教育総務課・学校教育課退室、生涯学習課入室)

牟田学委員長

次に議案第1号中、生涯学習課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

中野生涯学習課長

議案第1号 平成27年度一般会計補正予算(第5号)の生涯学習課所管分について歳出

から御説明申し上げます。24ページをお開き願います。第2款、総務費、1項、総務管理費、12目、市民会館管理費の42万5千円の減額は、市民会館館内清掃業務等委託料の入札による執行残を減額するものであります。次に39ページをお願いします。第10款、教育費、5項、社会教育費、2目、公民館費、8千円の減額は、基金事業を活用して実施しました脇本地区公民館浄化槽水中ブローポンプ修繕に係る不用額であり、3目、図書館費、25節、積立金、20万円は、関東阿久根会から寄せられた寄付金を読書推進基金へ積み立てるものであります。6項、保健体育費、2目、体育施設費、33万4千円の減額は、総合体育館の冷暖房設備である、吸収冷温水機の外側を覆うケーシング取替に係る不用額であり、同じく3目、海洋センター費、3万7千円の減額は、B&Gプールの備品としてプールフロアなどを購入した費用の残額であり、いずれも事業費確定により減額を行うものです。

次に、歳入について御説明申し上げます。21ページをお開きください。16款、寄附金1項、10目、教育費寄附金、4節、社会教育費寄附金、20万円は、関東阿久根会から寄せられました寄附金でございます。次に、7ページをお願いいたします。第3表は、債務負担行為の補正であり、生涯学習課所管の事項は、7ページ中段に記載されている市民会館清掃業務委託及び市民会館廃棄物収集業務委託、12ページ中段に記載されている大川地区公民館及び脇本地区公民館の清掃業務委託並びに総合運動公園施設管理業務委託の計5件であり、これらは平成27年度中に契約等に関する手続を進める必要があるため、同表に追加するものであります。以上で、生涯学習課所管分に係る歳入歳出補正予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、生涯学習課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(生涯学習課退室、学校給食センター入室)

牟田学委員長

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 13:56～14:06)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、会を開きます。次に、議案第1号中、学校給食センター所管の事項について審査に入ります。所長の説明を求めます。

堂之下学校給食センター所長

議案第1号 平成27年度阿久根市一般会計補正予算(第5号)の学校給食センター所管分について、主な内容について御説明申し上げます。一般会計補正予算書の39ページをお願いします。10款、6項、4目、学校給食センター運営費、252万3千円は、実績見込み等による減額など所要補正をしようとするものでございます。では、各節ごとに御説明いたします。11節、需用費、220万円の減額補正は燃料費のガス代、マイナス90万円、その他燃料費A重油代、マイナス130万円、合計220万円の減額でございます。13節、委託料は、金属検出機等設置工事設計業務委託の入札執行残であります。15節、工事請負費は、金属検出機等設置工事の入札執行残であります。17節、公有財産購入費は、蒸気ボイラー購入の入札執行残であります。18節、備品購入費は、冷凍庫・冷蔵庫・パン箱及びコンテナスクールワゴン購入の入札執行残であります。

次に、一般会計補正予算書の別表3、債務負担行為補正12ページをお願いいたします。12ページ、表の下から5行目でございます。学校給食センター検便検査料、期間平成28年度、限度額4万円は事務職員2名と栄養教諭2名、計4名の検便検査を毎月2回実施するものであります。次の学校給食センター衛生保守管理業務委託料、期間、平成28年度、限

度額71万円は、学校給食センター調理場内の殺菌剤自動噴霧処理業務及び衛生害虫駆除業務などを委託するものであります。次の学校給食センター食材微生物検査業務委託料、期間、平成28年度、限度額8万円は、学期ごとに年3回、食材の微生物検査を委託するものであります。次の、学校給食センター廃棄物収集業務委託料、期間、平成28年度、限度額16万円は、学校給食センターで発生する可燃ごみを週2回、火曜日と金曜日、資源ごみを月1回収集する業務を委託するものであります。次の、学校給食センター排水処理施設維持管理業務委託料、期間、平成28年度、限度額207万円は、排水処理施設維持管理を月2回、油水分離槽維持管理を月1回、汚泥収集運搬処分を年4回、水質分析を年4回行う業務を委託するものであります。以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、答弁につきましては、私、不足の場合は担当係長に補足させますので御了解いただきたいと思います。

牟田学委員長

所長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

12ページの下から3番目のところの微生物検査業務というのはどういうことなのでしょう。

堂之下学校給食センター所長

食品微生物検査につきましては、先ほど申し上げましたように、各学期ごとに4品目を給食センターのほうで食材を抽出して、それを検査に出すわけですが、直近で申し上げますと、12月9日に受け付けておりますのが、鶏肉・豆腐・厚揚げ・スパゲティの4品目について一般細菌類とか大腸菌群とか、また大腸菌、サルモネラ属菌というような、そういう菌が食材に入っていないかどうかを検査するのが目的でございます。

竹原信一委員

そういう規則があるんですけど、それはどこに出すんですしたっけ。検査はどこに委託する。

堂之下学校給食センター所長

平成27年度は、株式会社鹿児島有恒社に委託しております。

竹原信一委員

基準値から比べたらどの程度の状況がありますか。結果は。後でもいいです、それは。

堂之下学校給食センター所長

基準値というのがありまして、そして、こちらから持っていった食材を検査して、その基準値内であるかどうかということの検査をしてるんですけども、たとえば12月でしたら4品目全て陰性という結果が出てきております。

竹原信一委員

たとえば、基準値が50ならば、実施は3だったとか、その数字はどのくらいの、余裕があるのかなという話なんですけども、そういうのは出てこないの。

堂之下学校給食センター所長

一番わかりやすいので申し上げますと、たとえば厚揚げであれば、基準値が10の5乗以下という数値が基準値になっておりますけれども、一般細菌類で申し上げますと、9,600という数値でございます。スパゲティにしても10の5乗以下の数値であれば基準内ということですが、3,200というような数値になっております。パーセントではなかなかまだ調査しておりませんが、数値的にはそういうことになっております。

渡辺久治委員

給食センターの検便検査というのは年何回ですか。

堂之下学校給食センター所長

今、申し上げましたように、月2回、毎月検便検査を行っているところでございます。

牟田学委員長

ほかに質疑はありませんか。

山田勝委員

今、竹原委員が聞いたその下、学校給食センター排水処理施設維持管理業務委託料とあるんですが、これは浄化槽ですか。

堂之下学校給食センター所長

大きく言うと、浄化槽の範囲に入るんですけれども、一般家庭のトイレとかいう浄化槽とはまた別に、給食センターの場内から出る残菜とかそういうものを浄化する施設でございます。

山田勝委員

そしたら、たとえば学校給食センター場内の部分であって、たとえば学校給食センターにあるトイレの浄化槽はこれには、トイレの水はこれには入らないんですね。

堂之下学校給食センター所長

トイレの浄化槽はまた別です。

山田勝委員

金属探知機の入札残が出てましたけれども、もう既に金属探知機は使用してるんですか。

堂之下学校給食センター所長

昨年9月から使用しております。

山田勝委員

使用している今までの間にですね、金属探知機で金属を探知したことがありますか。どうですか。

堂之下学校給食センター所長

金属探知機でかけて、金属というふうに認識したときにはローラーが止まるようになってるんですけれども、実はお肉関係で納入される時には冷凍された肉なんですけれども、夏場など冷凍したのが少し溶けて、ビニール袋の角に血液というか、専門用語ではドリップというらしいんですけど、それを血液を鉄と認識して鳴ったことはあるんですけれども、その後、肉をちゃんと調べると金属はなかったんですけども、血液に反応するようなどころがあるということは御報告いたします。

山田勝委員

現段階では、金属探知機で察知した金属はないということですね。了解。

牟田学委員長

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、学校給食センター所管の事項について、審査を一時中止します。
(学校給食センター退出、水道課入室)

牟田学委員長

次に、議案第1号を議題とします。水道課長の説明を求めます。

中野水道課長

議案第1号 平成27年度阿久根市一般会計補正予算(第5号)のうち、水道課所管分について御説明いたします。予算書の31ページをお開きください。第4款、衛生費、3項、1目、上水道費、28節、繰出金6,065万5千円の減額は、簡易水道特別会計への繰出金を減額しようとするものであり、詳細は簡易水道特別会計で説明しますが、平成26年度決算による繰越金と雑入の消費税及び地方消費税還付金を新たな財源として確保したことと、公債費の財源組替と公債費予定利率の低下により減額しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第3号を議題とします。水道課長の説明を求めます。

中野水道課長

議案第3号、平成27年度阿久根市特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。初めに、35ページをお開きください。債務負担行為であります。平成28年4月1日から業務を行う水源地及び配水池管理業務委託料ほか5件の各業務委託料・使用料・負担金について、その契約手続きなどを3月中に行う必要があることから設定しようとするものであります。次に、36ページをお開きください。地方債の現在高の見込みに関する調書のとおり、簡易水道事業において、大川・尻無地区、黒之瀬戸地区、中部地区における事業費の限度額を変更しようとするものであり、国の補助金が当初より減額された内示額になったためであります。次に、30ページをお開きください。歳出におきましては、第2款、1項、1目、簡易水道施設整備事業費の補正額、5,234万6千円は、国の補助金が当初より減額された内示額となったことにより、それぞれ減額しようとするものであります。第3款、公債費、1項、1目、元金の補正は、財源組替であり、同じく2目利子の1,820万1千円の補正は、予定利率の低下により、減額しようとするものであります。

以上で歳出を終わり、次は歳入について御説明申し上げます。29ページにお戻りください。第3款、国庫支出金、2項、1目、簡易水道施設整備費国庫補助金の補正額、1,958万円の減額は、国の補助金の内示額が当初より減額されたことによるものであり、第5款、1項、1目、一般会計繰入金の補正額、6,100万5千円の減額は、繰越金、諸収入が確定したことに伴う公債費の財源組替と予定利率の低下により減額しようとするものであります。第6款、1項、1目、繰越金の補正額、2,898万1千円の増額は、平成26年度決算によるものであります。第7款、諸収入、2項、1目、雑入の補正額、1,374万8千円の増額は、消費税及び地方消費税の還付金の増額によるものであります。第8款、1項、1目、市債の補正額、3,260万円の減額は、国の補助金の内示額が当初より減額されたことによるものであります。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

すみません、きょうたびたび聞く言葉なんですけれども、補助金が、内示額が当初より減額となって、中には、今まで聞いた中では、事業自体を置いてしまっている、着手せずにといいのも今までに聞いてきている。ごめんなさい、当初という、当初はどの時点で、内示額という、当初というのをまずどの時点の金額というふうに考えたらいいいんですか。

中野水道課長

平成27年度の事業におきましては、平成26年の11月に予算を編成する時に国のほうに来年度の予定額のほうを一応要求しますが、その額が当初予算で入ってくるお金で、それから5月にまた補助金をします段階で、4月に補助金申請をします段階で国のほうが今回の場合は約72パーセントの補助金交付できたということで減額になったところであります。

竹原恵美委員

こちらでは、議会ではその議案として出てくる時点では、いわゆる当初として計画されていて、着手するかどうかは内示がはっきりとした時点で、中には着手しない、今回は着手した上で減額になってしまう。減額、今マイナスが出てきますけれども、執行当初はこんだけあったはずが、着手後にこの状態になったから今、減というふうに理解したらいいんですか。

中野水道課長

はい、そのとおりです。

牟田学委員長

いいですか。ほかにありませんか。

山田勝委員

上水道でない箇所についてはですね、こういう簡易水道をして、そして国も補助金を出して地方交付税でもね、ちゃんとみて、国民ひとしく水を飲ませなさいとなっているんですが、前の議会の時ですね、私はたとえば農業構造改善事業でした地区、具体的に言ったら松ヶ根、大淵川が残っているんだが、上水道に取り入れてやるよと、やってくださいよということで受け止めていただいたんですが、その後どうなってますか。

中野水道課長

一応、平成28年度に、この前ちょっと説明をしたんですが、新水道ビジョン、それからアセットマネジメントという委託計画をする中で、当然、今からの経営戦略を立てていかないといけないので、その中で当然、2地区の共同水道のほうも、まずは給水区域の中に取り入れるという方向で動こうとしております。

山田勝委員

具体的に28年度にですね、やるということですね、私も安心しているんですが、仕事をですね、私いつも思うんですよ。仕事をする、たとえば、ちゃんとした書類をすっとなじなくてですね、やっぱり皆さん方が手を取り足取りして書類をつくって条件を整えてくれないとね、できらねんで。絶対できないですよ、普通の方々はですね。だからそれこそちゃんと手を伸ばして、ちゃんと書類もつくってですね、そして同じ舞台に乗せるようにして、やはり安心安全の水を飲ましてくれるというのがやはり政治ですよ。ですから今、課長がそういう答弁をさせていただいたので、ありがたく受け止めながら、ぜひ粛々と進めてください。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第3号について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第5号を議題とします。水道課長の説明を求めます。

中野水道課長

議案第5号 平成27年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の61ページをお開き願います。債務負担行為であります。平成28年4月1日から業務を行う水源地管理業務委託料ほか6件について、その契約手続などを3月中に行う必要があることから、債務負担行為を行うものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第5号について、審査を一時中止いたします。

(水道課退出、財政課入室)

牟田学委員長

次に、議案第1号中、財政課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

山下財政課長

議案第1号のうち、財政課所管に関する事項について、御説明申し上げます。初めに、7ページをお開きください。第3表は、債務負担行為の補正であります。同表のうち、上から4つ目の旧国民宿舎施設自家用電気工作物保安管理業務と、その下の旧国民宿舎施設立入防止柵新設工事は、4月から旧国民宿舎施設について普通財産として管理することに伴うものであり追加しようとするものであります。このうち、旧国民宿舎施設自家用電気工作物保安管理業務は、電気の供給に伴うものであります。4月からの電気の供給については、市が電力会社と契約し、街灯や施設の一部など、必要最小限にすることとしておりますが、現在

の施設は、自家用電気工作物として高圧の電気を受電しており、電気保安管理業務が委託されていることから、業務規模を縮小した上で、市がこれを委託実施しようとするものであります。また、旧国民宿舎施設立入防止柵新設工事は、施設への不用な立ち入りを防止し、適切に管理するため、4月の早い時期に施設の周囲に柵を設けようとするものであります。次に、24ページをお開きください。歳出について、御説明申し上げます。第2款、総務費、1項、7目、財産管理費の補正額3億3,225万8千円は、4つの基金に積み立てる25節、積立金であり、繰越金や今回の補正に伴う剰余金、利子などを、それぞれ積み立てるものであります。この積み立て等による平成27年度末の残高は、財政調整基金が17億3,327万円余り、市有施設整備基金が8億3,499万円余り、減債基金が7億1,486万円余り、市民交流施設整備基金が8億9,913万円余りと見込まれます。次に、21ページにお戻りください。歳入について、御説明申し上げます。第15款、財産収入、1項、2目、利子及び配当金のうち、財政課所管分は説明欄の記載の、財政調整基金、減債基金、市有施設整備基金、土地基金及び市民交流施設整備基金に係る利子473万7千円であり、それぞれの基金に積み立てるものであります。次に、第17款、繰入金、1項、4目、市有施設整備基金繰入金の補正額、1,145万3千円の減額は、充当事業の事業費の確定見込みにより減額しようとするものであります。次に、第18款、繰越金、1項、1目、繰越金の補正額3億5,653万2千円は、平成26年度の繰越金の額が確定したことによるものであり、財政調整基金等への積み立てなどに充当しようとするものであります。最後に、次の22ページになりますが、第19款、諸収入、5項、4目、雑入のうち、財政課所管分は、説明欄の県市町村振興協会市町村交付金であり、1月に、435万3千円余りで交付決定通知がなされたことから、当初計上額との差額135万3千円を措置しようとするものであります。以上で補足説明を終わりますが、質疑につきましては、私、課長補佐又は担当係長からお答えいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ありませんか。

山田勝委員

課長ね、こう、私は思うんですけどもね、たとえば食肉流通センターからの株式配当がありましたよね、あれで、決算ですよ。それでまたあわせて、鶴川内ですかね、桑原城の加工団地の財産も貸し付けて年間幾らか来ていると思うんですよ。あれはね、どこに入ってるの。どこでも入ってこないんだよね、決算委員会でもあなたは、鶴川内団地は説明もしなかった。聞かなければ食肉流通センターのね、株式配当も説明しなかったんですが、あんなのはね、大事な財産なんですよ。だからどこでどういう形で入ってくるのか、予算化もしてないんだが、どういうことですか。

山下財政課長

27年度当初予算では、当初予算の歳入の第15款、財産収入、1項、財産運用収入の中の利子及び配当金の中に、株式配当金264万9千円、これが食肉流通センター、MBC、南日本銀行、こういったところの配当金ということで当初予算には歳入を計上してごさいます。

山田勝委員

計上してないとおかしいんですよ。計上してないとおかしい。ただ、食肉流通センター、あんだ500万ですよ。だから、せめてですね、食肉流通センター等くらいは書いていいですよ。だから桑原城のあれはね、桑原城の工業団地のソーラーのところのね、借地料はどこでどういう形で入って、それはどんな説明をする、してあるんですか。

山下財政課長

大林に貸し付けております桑原城工業団地の土地の貸付料につきましては、当初予算で同じく、15款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入の土地の貸付料、783万円の中に含まれております。以上でございます。

山田勝委員

入ってなければおかしいんだよな。入ってなければおかしいんだけど、入っているという説明はですよ、かなりの金額、僕が言うのは、たとえば食肉流通センターのね、株式配当はかなりのお金ですよ。決算が済んでからしか来ないことだから、500万あるかないかわからない。増えるかもわからないんだけど、それを明記もしてない、あるいは桑原城工業団地のね、土地の貸付料ほかぐらいはね、書いとってくれないとね、言わないと、聞かないと説明もしないというのではおかしいのじゃないですかというんですよ。

山下財政課長

当初予算の記載のあり方についてのお話だと思います。実績として、決算の中でお示しをしてきておりますけれども、包括的にこの株式配当金、あるいは土地の貸付金という形で記載をしてございますので、今、委員からお話のあったその点については、今後の説明欄の記載のあり方として私どもも考えてまいりたいと思います。

山田勝委員

市民のお金を、市民の財産を預かってね、提案しているわけですからね、言わなければならない、記載のあり方なんていうことじゃない、市民にわかりやすく、住民にわかりやすくちゃんと説明せないかんとするんですよ、私は。だまっとればわからんぎんいっしょって、それでいいという話じゃないじゃないですか。

山下財政課長

先ほど桑原城については、土地の貸付料に含まれているというふうに申しあげましたけれども、土地についても件数等が大変多ございます。本来的にはこれを全て記載する必要があるかと思っておりますけれども、今、委員が御指摘なられたように、たとえば代表的なものをどこか捉えて記載することが必要であるかどうか、ここを含めて考えさせていただきたいと思っております。

山田勝委員

記載する必要があるかないか、あんたが考える必要はないんですよ。市民が納得するようにならないと、あんたの気持ちで全部するんですか、今まで。あんたが言いたくない、言わないの。市民にちゃんと理解させる必要があるじゃないですか。もう一遍、あなたの考えでするんですか。どうしますか。

山下財政課長

幾つかの歳入項目の中に大変数の多いものが含まれておりますので、全てを記載することは現実的には難しいかと思っております。特徴的なものを記載することは適当であるのか、少なくとも包括的なこういう形で記載することが、継続する形がいいのか、そこも含めて考えさせていただきたいと、このように申し上げております。

山田勝委員

それはね、阿久根市の土地ですからたくさんありますよ。一番いい例は電柱ですよ。たくさんあります。全部載せとは言わんじゃないですか。特徴的なものをね、一つか二つは載しとかないと、みんなどうなってんのというのよ。議会で聞かないとわからんでしょ、私たちが。だから、それを私の考えでやりますなんて言ったらね、あんたの財産かと言いたくなるよ。

牟田学委員長

山田委員、補正予算ですの。

[山田勝委員「補正予算だから、わからんから聞いてるところですよ」と発言]

いいですか。

[山田勝委員「はい」と発言]

牟田学委員長

ほかに質疑はありませんか。

山田勝委員

鳥獣対策の中でね、水産林務課の鳥獣対策の中でね、起債で鳥獣対策費を埋めるという話でしたよ、起債を。どこだったですかね。歳入よ、歳入。林業振興費の中のね、起債、イノシカ肉流通対策事業について、国の上乘せがない分について起債ですということだったんですが、私が思うのがですね、お金を借る、起債をせないかん立場から考えて、たとえば毎年イノシカ肉の流通対策事業であるんですけどね、毎年。そういうものを起債でやはり、起債を起こして払うべきものか、あるいはそれはもう、固定資産じゃないわけですから、鳥獣対策事業そのものは。どちらが適当なのかなというふうに思ったので聞くんですよ。

山下財政課長

お尋ねは、20節の22ページになりますけれども、5目、農林水産業債の2節、林業債、有害鳥獣捕獲事業債これについてのお尋ねかと思いますが、これは過疎債を活用することとしております。過疎債についてはご案内の通り、こういったソフト事業にも活用している部分がございますので、有利な起債として、活用してきたということでございます。

山田勝委員

それはわかりますよ、だから毎年、毎年ずっと借り入れていかないかのじゃないですかと、そういうことが、そういうこともできるということよりも、適切かと聞いているんですよ。

山下財政課長

一般財源を用いていくよりも、一定の有利な起債等が活用できるものがあれば、今後の財政運営等も考えてこういった起債の活用方法は考えていく必要があるのではないかとこのように思っております。

牟田学委員長

はい、ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(財政課退室)

牟田学委員長

以上で各課の審査が終了しましたが、議案第1号から第5号までの5件に関する現地調査について各委員の意見を伺います。

濱崎國治委員

私は必要ないと思います。

牟田学委員長

ほかに、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

これから採決にうつりますが、それぞれの議案ごとに、委員の皆様からの意見聴取、討議、討論、採決の順番に進めます。よって、各議案に関しての賛成・反対の意見については討論の中で行うようお願いいたします。

○議案第1号 平成27年度阿久根市一般会計 補正予算(第5号)

それでは、議案第1号 平成27年度阿久根市一般会計補正予算(第5号)を議題とし、各委員のご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第1号 平成27年度阿久根市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、よって議案第1号は可決すべきものと決しました。

○議案第2号 平成27年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

牟田学委員長

それでは、議案第2号 平成27年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、各委員のご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第2号 平成27年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、よって議案第2号は可決すべきものと決しました。

○議案第3号 平成27年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第2号）

それでは、議案第3号 平成27年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、各委員のご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第3号 平成27年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第3号は可決すべきものと決しました。

○議案第4号 平成27年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）

牟田学委員長

それでは、議案第4号 平成27年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、各委員のご意見を伺います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第4号 平成27年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって議案第4号は可決すべきものと決しました。

○議案第5号 平成27年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）

牟田学委員長

それでは、議案第5号 平成27年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、各委員のご意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に本議案について討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結いたします。それでは、議案第5号 平成27年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって議案第5号は可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次に、広報広聴委員会委員長から当委員会あて阿久根市議会だより原稿の提出依頼がありました。委員の皆様から記載内容等について何かご意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって、阿久根市議会だより原稿の記載及び提出につきましては委員長に一任されました。以上で予算特別委員会を散会いたします。

(閉 会 14時54分)

予算委員会委員長 牟 田 学